

神戸市みどりの基本計画 2050（施策編）

2026 年●月改定

目次

第1章 はじめに	3
1. はじめに	3
2. 施策編の構成	3
第2章 施策の展開	4
1. 里地里山・森林の保全・育成・活用の取り組み	4
施策 1-1 緑の法令・条例に基づく保全・育成	5
施策 1-2 適切な森林の管理	6
施策 1-3 災害に強い森づくりの推進	7
施策 1-4 森林レクリエーション環境の充実	8
施策 1-5 循環型の里地里山・森林の再生	9
施策 1-6 都市農村交流の環境づくり	10
2. まちの緑や公園・街路樹を有効に活用する取り組み	11
1) ニュータウンを含む郊外部の緑の空間づくり	12
施策 2-1-1 メリハリをつけた緑の管理	12
2) 既成市街地と都心部における魅力的な緑の空間づくり	13
施策 2-2-1 水と緑のネットワークづくり	13
施策 2-2-2 既成市街地の緑の保全・育成と緑化推進	14
施策 2-2-3 神戸の顔となる都心部の魅力向上	15
3) ウォーターフロントの魅力向上	16
施策 2-3-1 ウォーターフロントの魅力向上	16
4) 安全・安心で何度も行きたくなる魅力的な公園・緑地づくり	17
施策 2-4-1 公園施設の適切な保全と更新	17
施策 2-4-2 地域に愛される身近な公園の充実	19
施策 2-4-3 神戸の魅力を高め、安全を守る大規模公園	21
施策 2-4-4 公園・緑地の防災・減災対策	23
5) 街路樹や公園樹による緑豊かで風格のあるまちなみづくり	24
施策 2-5-1 街路樹や公園樹の健全な育成と管理、更新	24
3. 多様な主体とともにみどりを支える取り組み	26
施策 3-1 みどりの活動参加へのきっかけづくり	27
施策 3-2 持続的な仕組みづくり	28
施策 3-3 みどりを支える取り組み	30
第3章 緑化重点地区と緑地保全配慮地区	31
1. 緑化重点地区	31
2. 緑地保全配慮地区	33
第4章 資料編	35
1. 神戸の自然やまちの特徴	35
2. 緑地等の現況	39
3. 前計画の目標の検証	43
4. 緑に関する市民意識や活動状況	44
参考資料 用語解説	50

文中で※印のついている用語は用語解説で取り上げています。

第1章 はじめに

1. はじめに

- ・神戸市では、都市緑地法*第4条に基づき、緑地の保全や緑化の推進、都市公園の整備などに関して、基本理念やみどりの将来像、施策、目標などを示す「神戸市みどりの基本計画」を改定しました。
- ・本計画は、「基本理念」や「将来像」等を示した「本編」と、詳細な「施策」等を示した「施策編」の2部構成としており、この施策編では本編で示した施策の具体的な内容を記載しています。
- ・これらの施策を実施し、本計画で示した理念である「緑と共に生き続ける都市＝緑生都市」の実現に向けて取り組みを進めていきます。

2. 施策編の構成

- ・本編では、下記の3つの観点から施策の具体例を示しています。
 - 里地里山・森林の保全・育成・活用に取り組みます
 - まちの緑や公園・街路樹を有効に活用します
 - 多様な主体とともにみどりを支えます
- ・施策編では、この3つの観点から整理した施策について、神戸市が実施していくより具体的な内容について第2章に記載します。
- ・また、第3章以降については、重点的な緑化を行う地区や緑地の保全を配慮する地区のほか、本編・施策編を補足する資料編や用語解説を記載します。

第2章 施策の展開

1. 里地里山・森林の保全・育成・活用の取り組み

神戸の郊外部には、農業等の営みによって持続する里地里山や、植林によって再生した六甲山をはじめとする森林エリアが広がり、緑と共に生きてきた人々の努力によって築き上げられた、緑豊かな自然環境が広がっています。

これらの緑は、人々の生活に豊かな恵みをもたらし、自然災害から暮らしを守るなど、神戸のまちの基盤となっています。

しかし、社会経済情勢が変化し、緑に求められる効果の重要性が増している中、農村地域の人口減少や高齢化、生活様式の変化により、農業等の営みの継続が難しくなってきています。また、里地里山・森林の管理の担い手が不足し荒廃が進んでいることなど、様々な課題が顕在化しています。

これらを踏まえ、「森の未来都市神戸*」の実現に向けて、郊外部に広がる里地里山や、六甲山系や帝釈・丹生山系などの森林を保全・育成・活用し、市民のくらしや自然環境、美しい景観を維持していきます。



北区の田園風景



六甲山からの眺望



六甲山での登山風景



紅葉の様子（森林植物園）

施策 1-1 緑の法令・条例に基づく保全・育成

神戸市では、六甲山系や帝釈・丹生山系などの緑の基盤となる森林や緑地を、「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例*」に基づき、一定の行為の制限や適正な維持管理を行い、適宜、区域の追加や見直しを行いながら、「みどりの聖域*」として将来にわたって適切に保全・育成していきます。

○緑の条例に基づく森林の保全・育成

- ・緑地の保存・保全・育成区域内では、緑地に影響を及ぼす行為について、条例に基づいた指導や一定の行為制限を行います。また、緑地の育成や市民利用を推進するため、植林やベンチなど市民が利用できる施設整備に支援を行います。

○「みどりの聖域」の指定区域見直し

- ・新たに市街化調整区域*になった区域では、必要に応じて指定区域の拡大を図るとともに、既存区域についても実態に合わせて再評価を行い、区域を見直します。

○特別緑地保全地区*の指定

- ・特に重要な森林や緑地については、都市計画において「特別緑地保全地区」を定め、建築物の新築や木竹の伐採などの行為を許可制とすることにより、その良好な自然環境を保全し、適切な管理に努めます。

○自然公園法*による利用増進と保護

- ・瀬戸内海国立公園六甲地域においては、国と連携しながら国立公園の利用増進を図るとともに、自然公園法による木竹の伐採や建築物の新築などの規制により、自然環境を保護します。

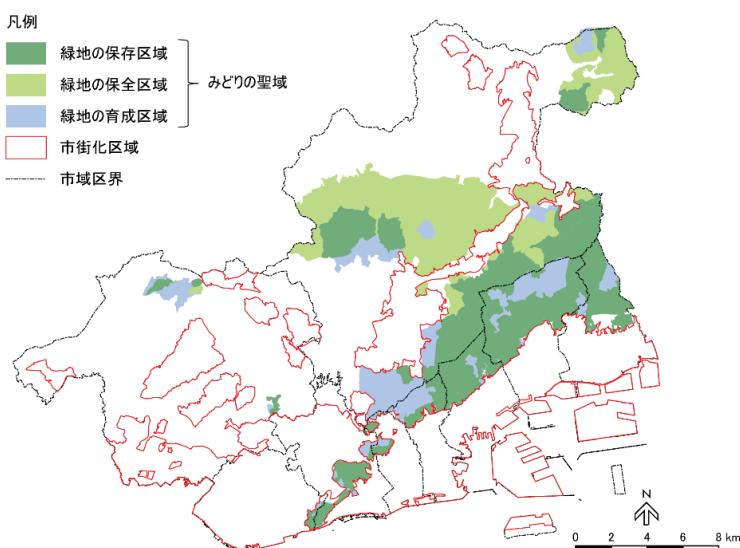


図 2.1 みどりの聖域（2025年）

施策 1-2 適切な森林の管理

六甲山は約 120 年前の 1902 年から水源かん養*と砂防を目的とした植林事業を始め、これまでに 1,000 万本以上の苗木が植林されました。今では一見豊かな山に見えますが、時間の経過とともに、森の手入れが十分に行き届かない場所で森林の荒廃が進んでいます。

このことから、六甲山をはじめとする森林を健全な状態で次世代にも引き継いでいくため、「神戸里山再生戦略*」(2025 年) や「こうべ森林整備戦略*」(2026 年) 等に基づいて、適切な森林の管理を実施します。

○適切な森林の管理の推進

- ・神戸市の市有林は、伐採による樹林の更新など、適切な森林の管理を行います。
- ・国や兵庫県が持つ公有林では、各所有者が進める整備情報の共有など、連携を図ります。
- ・個人や地域団体、企業等が持つ民有林では、森林環境譲与税*を活用した里山整備支援事業*や市民の森といった市の助成制度、兵庫県の県民縁税*の活用など、所有者が行う森林整備を支援します。
- ・ナラ枯れや松枯れなどの病害虫の予防と被害木の迅速な処理に取り組みます。
- ・ニセアカシアやオオバヤシャブシなどの外来種を適切に伐採し、コナラやアベマキなど、従来から自生していた在来種への転換を図っていきます。
- ・落葉広葉樹を主体とした明るい森を目指し、適切な森林整備を推進することで、防災・減災機能が発揮されるとともに、観光・登山の基盤、神戸らしい都市景観、豊かな生物多様性の保全などを図ります。
- ・2050 年までのカーボンニュートラル*の実現に向け、カーボンクレジット*制度の活用により、温室効果ガスを吸収する里山や森林の価値を高めます。

○森林のある都市公園の管理の推進

- ・森林植物園や再度公園、布引公園、郊外部にある緑地など、森林のある都市公園において、樹林整備などの適切な管理を行うとともに、自然体験学習などの場としても活用します。



六甲山の山並み



市民との里山保全活動（キーナの森）

施策 1-3 災害に強い森づくりの推進

国や兵庫県と連携して進めてきた、治山砂防事業*や六甲山系グリーンベルト整備事業*に引き続き取り組み、土砂災害に対する安全性を高め、災害に強い森づくりを推進していきます。

また、住宅地や道路、鉄道などの重要な施設に近接する緑地については、都市計画において特別緑地保全地区を定め、良好な自然環境を保全するとともに、森林や緑地がもつ機能を維持増進する観点から、計画的な樹木の更新により適切に管理します。

○市街地に面する斜面の対策

- ・土砂災害の発生を防止し、災害の拡大を防止することを目的に、国や兵庫県とともに急傾斜地崩壊対策や防災意識の啓発など、治山砂防事業に取り組んでいきます。
- ・六甲山系南麓部の市街地に面した斜面については、都市計画において「防砂の施設*」を定め、国や兵庫県により公有地化を図るとともに、砂防工事や森林整備を行う「六甲山系グリーンベルト整備事業」を推進します。

○災害に強い森づくりの推進

- ・災害に強く、森林が災害の原因とならないという観点から、様々な高さの樹木や下草がバランスよく生え、樹齢や樹種が多様な森林を目指して適切に管理し、土壌の安定化を図ります。
- ・住宅地や道路、鉄道などの重要な施設に近接する特別緑地保全地区においては、適切な保全を行うとともに、計画的な樹木の更新に取り組み、緑地の機能維持増進を図ります。



図 2.2 特別緑地保全地区（2025年）

施策 1-4 森林レクリエーション環境の充実

神戸は近代登山発祥の地であり、神戸の山々は「毎日登山」に代表されるレクリエーションの場として、市民に日常的に親しまれてきました。

安全で快適な森林レクリエーション環境を充実させるため、登山道等の適切な維持補修や道標、案内板の設置による安全確保、眺望の向上を図り、神戸の登山文化の魅力を広く発信します。

森林レクリエーションの中核となる大規模公園については、個々の魅力を磨くとともに、相互に連携を図り、ネットワークを強化することで、魅力を高めます。

○安全で快適な登山道等の整備

- ・登山道の維持補修や道標、案内板の設置により、安全で快適な登山道等にするとともに、毎日登山者や登山道等の森守ボランティア*等の協力を得ながら美化に取り組みます。

○眺望の向上

- ・観光施設や登山道、各種ドライブウェイ沿いの展望台などにおいて、眺望を阻害する樹木の剪定や伐採を実施することで眺望の向上を図ります。

○六甲山の登山文化の魅力発信

- ・市内外や訪日外国人旅行者等の来訪者が、神戸の登山を気軽に楽しめるよう、わかりやすい案内図や多言語による表記に努めるほか、新神戸駅構内のトレイルステーション神戸や諏訪山公園内の旧花と緑のまち推進センターを活用した「すわやまガーデン」など、登山支援拠点の整備に努めるとともに、神戸の登山文化の魅力や「神戸登山プロジェクト*」の取り組みを広く発信します。
- ・国の名勝に指定された再度山にある「永久植生保存地*」や「再度公園」、同公園内の「神戸外国人墓地」においては、六甲山の植林の歴史や神戸の居留外国人との関係など、神戸が持つ歴史文化を発信していきます。

○大規模公園の魅力向上

- ・六甲山系に位置する大規模公園である森林植物園や再度公園、布引公園等においては、「ここにしかない風景」や「体験」を磨き、相互に連携を図り、ネットワークを強化することで、六甲山の自然を気軽に体験できるなど、魅力を高めます。
- ・多様な主体の協力のもと、森林植物園等で地形を活かしたマウンテンバイクのコース整備し、神戸の山や森林に親しむレクリエーションの魅力を高めます。



道標・案内板の設置



トレイルステーション神戸

施策 1-5 循環型の里地里山・森林の再生

里地里山・森林は、人々が農業を営む中で田畠、水路やため池等を管理し、樹木を燃料として利用するなど、持続可能な形で利用され、維持されてきた自然環境です。

しかし、近年、農村地域の人口減少や高齢化、生活様式の変化により、耕作放棄地や手入れが行き届かない森林の増加、竹林の拡大、外来生物の侵入など、様々な課題が顕在化しています。

里地里山・森林の再生に向けては、「神戸里山再生戦略」や「こうべ森林整備戦略」に基づき、伐採材を活用する資源循環を伴いながら適切に管理していくことで、農地や森林が持つ多様な機能を発揮させていくとともに、人材の確保や地域が取り組む活動を支援するなど、持続可能な里地里山・森林の形成に取り組みます。

○里地里山・森林の再生

- ・「神戸里山再生戦略」に基づき、都市からは人的資源や資金等が、里山からは木材や農産物、学びの機会等が循環する双方向の関係をつくり、この循環を持続可能にしていきます。
- ・里地里山・森林や竹林の管理においては、「神戸里山再生戦略」や「こうべ森林整備戦略」に基づき、適切に伐採・更新し、伐採材を資源として活用する循環的な利用によって、健全な里地里山・森林を維持します。
- ・里地里山の再生を担う人材確保に向けて、「神戸ネクストファーマー制度*」による農業の担い手づくりや、「農村定住促進コーディネーター*」による里山暮らしの推進などに取り組み、多様な主体が関われる環境づくりを行います。
- ・「こうべ森の学校*」などの市民参加の森づくりや「企業の森づくり*」など、市民や団体、企業等が行う活動と連携します。

○里地里山・森林の管理活動への支援

- ・放置竹林や荒廃による環境悪化を防ぐため、里地里山や森林の管理あたっては、補助金による活動支援などの取り組みを行います。

○多様な機能の保全

- ・里地里山・森林を健全な状態で維持・管理することで、農地や森林が持つ水源かん養の機能や、多様な生物の生息環境の維持といった、多様な機能を保全します。

○樹木の病害虫や外来生物、有害鳥獣の防除、拡大抑制

- ・カシノナガキクイムシ、クビアカツヤカミキリ、マツノザイセンチュウなど樹木に影響を与える昆虫や線虫等を防除し、拡大の抑制に努めます。
- ・従来の生態系や農業、生活環境にも影響を与える恐れのあるアライグマ等の外来生物や、ニホンジカ、イノシシ等の有害鳥獣への対策を行います。

施策 1-6 都市農村交流の環境づくり

西北神地域では、里地里山を中心に「人と自然との共生ゾーン*の指定等に関する条例」に基づき、人と自然との共生ゾーンを指定し、地域住民の参画と協働による里づくりや農業の振興、秩序ある土地利用、農村景観の保全などが進められています。

これらを基に、都市農村交流の活性化を図り、持続的な緑の保全・活用につなげていきます。

○田園地域におけるコミュニティ拠点の整備促進

- ・田園地域のコミュニティ形成や活性化に資する、地域住民の交流やスポーツ、レクリエーションの拠点となる公園の整備を、地域との協働により引き続き進めます。

○緑豊かな里づくりの推進

- ・田園環境や農村文化、社寺林などの地域の歴史資源について、その地域の特性に応じた地域主体による適切な保全と活用を進めます。

○里地里山の保全活用に向けた環境整備

- ・里地里山での生物多様性保全活動を持続的に推進するため、多くの人が活動に参加しやすい環境づくりを進めます。
- ・「自然共生サイト*」に認定された里地里山に整備した「KOB E 里山自然共生センター」を、現地での管理・保全などの活動や、来訪者の見学・体験イベントの拠点として活用します。

○里山や遊休農地を活用したイベントの開催や交流の促進

- ・北区や西区の里づくりを実施する地区や、須磨区多井畠西地区など、里山の手入れや耕作放棄地を活用し、体験プログラムや農業体験などのイベントを通じて、里地里山への関心や保全への意識を高め、市民と農業を営む地域住民 NPO、企業、専門家等との交流を促進します。



田園地域におけるコミュニティ拠点の整備
(押部谷町公園)



里山の手入れ
(多井畠西地区)

2. まちの緑や公園・街路樹を有効に活用する取り組み

神戸には、新たなまちづくりが行われたニュータウンを含む郊外部や、三宮を中心とする都心、既成市街地、ウォーターフロント*など、まちの成り立ちが異なる様々な地域が存在しています。

郊外部では、住宅地とともに計画的に配置された公園・緑地や街路樹、住宅敷地内の豊かな緑が、既成市街地では、古くから市街地の形成に合わせ、市民の生活とともに育まれてきた緑が、ウォーターフロントでは、新たなにぎわいの創出に伴って生み出された緑があるなど、各エリアで特徴のある緑の空間が存在します。

また、都市における緑やオープンスペース*は、緊急時の避難場所や雨水の浸透による水害被害の軽減、土砂災害の防止や抑制などの防災・減災の機能のほか、気温の上昇を緩和する効果や温室効果ガスの吸収源など、様々な効果を発揮します。

しかし、近年、管理が不足することによる公園・緑地の樹林の荒廃や魅力の低下、気候変動による自然災害の激甚化、公園施設の老朽化や樹木の大木化・老木化など、様々な課題が顕在化しています。

これらを踏まえ、それぞれの地域に合致した緑の空間づくりに取り組み、公園や街路樹を有効に活用していくことで、安全・安心で快適なまちづくりを目指していきます。

また、まちのにぎわいの中心となり、神戸の顔となる都心部では、都心・三宮再整備の取り組みとともに更なる緑化を進め、ウォーターフロントにおいては、貴重な自然環境や歴史・文化を保全しながら、新たなにぎわいや緑の創出に取り組みを進めます。



再整備後の東遊園地



こうべ木陰プロジェクト*

1) ニュータウンを含む郊外部の緑の空間づくり

施策 2-1-1 メリハリをつけた緑の管理

ニュータウンを含む郊外部では、周辺に広がる六甲山系等の自然環境に近接し、計画的に配置された公園・緑地や街路樹等により、緑豊かな環境が形成されています。

これまでには、画一的に公園・緑地や街路樹を整備してきましたが、整備から年数が経ち、また人口減少などの社会経済情勢が変化する中で、大木化・老木化や周辺の緑との重複、安全や景観上の問題が生じている街路樹、利用頻度が少ない公園・緑地など、課題が顕在化しています。

これらの緑豊かな地域では、地域の歴史・文化の象徴である社寺林等を適切に保全するとともに、車の往来や歩行者が多い幹線道路、多くの人が集まる公園・緑地等で、引き続き適切に緑の管理を進めていく一方、効果の低い街路樹や公園樹、公園施設については適正化を図るなど、メリハリをつけた緑の管理を行います。

○メリハリのある緑の管理の推進

- ・市民の木・市民の森制度*の活用などにより、地域の歴史・文化の象徴となる社寺林等を適切に保全します。
- ・大木化・老木化している街路樹については、安全点検を行った上で適切に伐採や更新を行います。また、周辺の緑との重複や過密化、交通の支障、生育不良など、安全や景観上の問題が生じている街路樹などについては伐採を行うなど、歴史性や緑の機能などに留意しながら、適正化を図ります。
- ・利用頻度が低下した公園・緑地については、施設の縮小や周辺ニーズに合った公園施設に見直すなど、適正化を進めるとともに、公園内のスペースを区切って活用する「オープンレンタルスペース*」の実証実験や、市民農園*として利用する「こうべ菜園プロジェクト*」の取り組みなど、新たな活用方法を検討します。



オープンレンタルスペース

(つくしが丘公園)



こうべ菜園プロジェクト

(生田町公園)

2) 既成市街地と都心部における魅力的な緑の空間づくり

施策 2-2-1 水と緑のネットワークづくり

神戸には、六甲山系をはじめとする森林や郊外部に広がる里地里山、市街地の公園・緑地、ウォーターフロントなど、拠点となる緑と、山と海をつなぐ河川緑地軸やまちをつなぐ街路緑地軸等があり、ネットワークを形成しています。

これらの拠点となる緑や、河川沿いの公園・緑地、街路樹等を適切に保全・育成することで、快適な都市環境を保全し、潤いが感じられる景観を生む水と緑のネットワークを形成します。

○水と緑のネットワークの強化

- ・里地里山や森林、公園・緑地、ウォーターフロントなどの拠点となる空間と、それらをつなぐ河川沿いの公園・緑地で形成される河川緑地軸や、街路樹等による街路緑地軸を適切に保全・育成することで、水と緑のネットワークを形成し、強化します。
- ・六甲山南麓の主要6河川（住吉川、石屋川、都賀川、生田川、新湊川、妙法寺川）及び河川沿いの公園と街路樹による水と緑のネットワークの形成により、風の道*を確保します。
- ・都市公園に加え、神社仏閣の緑や市民公園*、民有地の公開空地等、様々なオープンスペースも含め、ネットワークを補完し、快適に歩けるまちづくりを推進していきます。

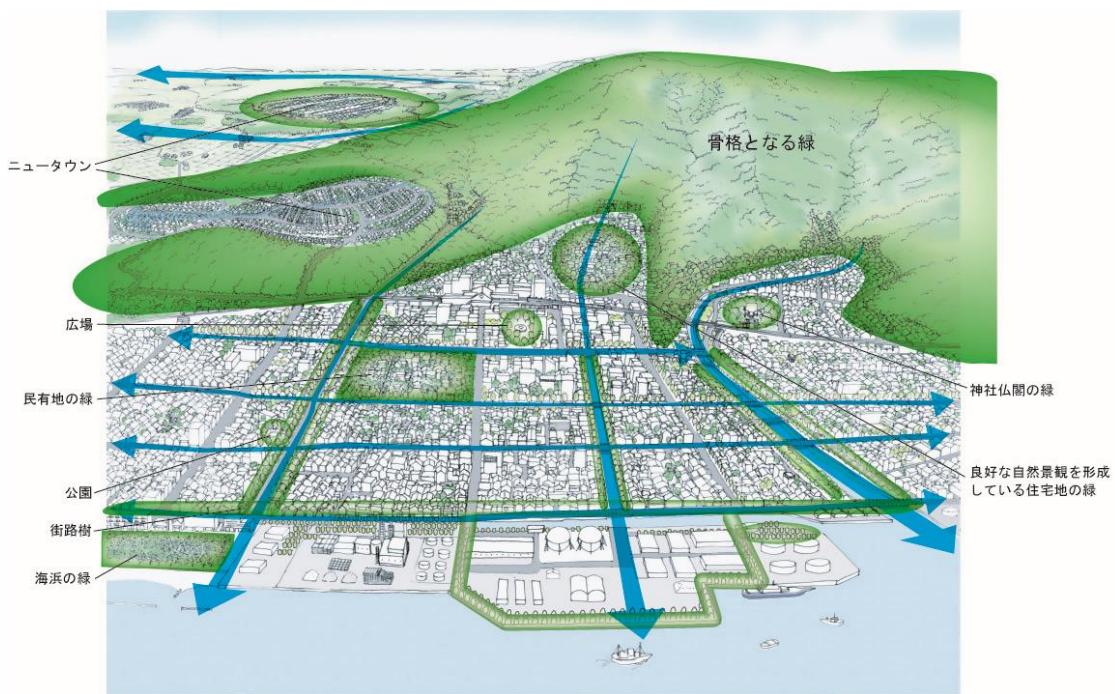


図 2.3 水と緑のネットワーク図

施策 2-2-2 既成市街地の緑の保全・育成と緑化推進

既成市街地には、まとまった緑が少ないものの、市民の生活とともに育まれてきた公園・緑地や街路樹、歴史や文化にゆかりのある大木、社寺林、ウォーターフロントなど、多様な緑があります。

これら既存の緑については、適切に保全・育成していくとともに、高温常態化対策に資する質の高い緑の空間づくりを進め、「森の未来都市神戸」の実現に向けて緑化を推進します。

○緑の多様な機能の活用

- ・災害時の家屋の倒壊防止による道路の安全確保や、景観を向上させる機能、土壤に雨水を浸透させることで雨水流出を抑制するグリーンインフラ*としての機能など、緑の多様な機能を活用した整備を推進します。

○緑の保全・育成と緑化推進

- ・六甲山南麓の既成市街地では、六甲山から離れるほど緑被率*が少なくなることから、緑被率の少ない都心部や南側（海側）の地域において、緑化を進めます。
- ・高温常態化対策に有効なまちの緑を増やすため、土壤改良による樹木の生長促進や、新たな樹木の植栽、樹冠の拡大など、まちの木陰を増やす「こうべ木陰プロジェクト」を推進します。
- ・保水性舗装*や竹チップ舗装*、土系舗装といった熱がこもりにくい舗装なども活用し、人にとって心地の良い空間になることに加え、土壤の保水力が高まり、樹木の根の伸長にも優しい快適な環境を創出します。
- ・地域の歴史的・文化的な資産となる大木や社寺林等を保全するため、市民の木・市民の森制度を活用し、維持管理等の助成を行います。
- ・歩行者空間の緑陰に寄与している樹木の周知を行い、樹木の価値向上に努めます。
- ・都市計画法に定められる地域地区の一つである風致地区*内では、「風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき、自然環境の保全と開発の調和を図りながら、地区内に残る緑や住宅地の緑を保全し、地区内の景観を維持します。
- ・市民公園制度*や市民緑地認定制度*、まちなか活用空地*制度等により、民有地を活用したオープンスペースを創出するとともに、空き地についても、兵庫県の「県民まちなみ緑化事業」を活用するなど、緑化を推進します。
- ・住宅の庭木や、市民花壇制度*による飾花、駅前などの人が多く集まる場所でのスponサー花壇など、個人や地域団体、企業等が管理する緑を活かし、市民の花であるアジサイや各区の花なども活用しながら、特徴のある美しい景観を形成します。
- ・壁面緑化や屋上緑化を効果的に整備・誘導し、多様な主体とも連携しながら、緑豊かなまちなみ景観の形成を目指します。
- ・気候変動対策や Well-Being*の向上等に資する、民間事業者等による良質な緑地確保の取り組みに対し、緑地の質・量の観点から国が評価・認定する「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）」の活用を促し、民間事業者等と連携した緑化を推進します。

施策 2-2-3 神戸の顔となる都心部の魅力向上

三宮周辺地区は、市民をはじめ来街者を迎える神戸の顔となる中心部として、新たなまちづくりが進められています。

都心部においては、市民をはじめ企業等とも連携しながら、神戸の中心に相応しい魅力的で高質な緑化を進めます。

○都心部の緑の高質化

- ・来街者の多い都心三宮などを中心に、魅力と活気あふれるまちにしていくため、市民や事業者と協働しながら、回遊性を高めるための緑陰空間の形成等の緑化に取り組みます。
- ・東遊園地や磯上公園、神戸震災復興記念公園（みなとのもり公園）など、都心部の公園を連携させながら、市民や事業者との協働によるイベント等の開催など、にぎわいのある空間を創出します。
- ・三宮周辺地区やフラワーロード、北野地区、旧居留地など多くの人が訪れる場所では、「花のプロムナード*」や「スポンサー花壇」など、花を活かした景観づくりに取り組みます。

○神戸らしい景観を眺める視点場の確保

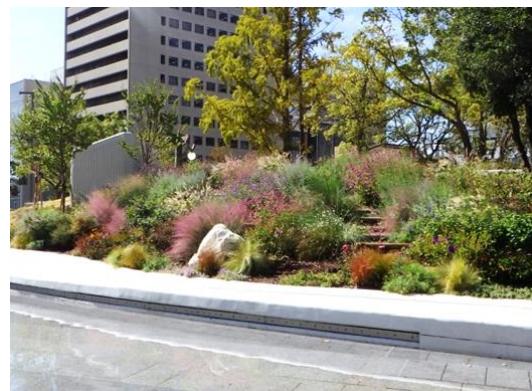
- ・神戸の特徴である海辺の景観や、六甲山の景観などを快適に眺めることができるように、視点場となるオープンスペースを確保します。

○Living Nature Kobe*の取り組み

- ・2021年に三宮から始まった、神戸らしい自然を感じ、持続可能な「自然の景」を活かしたみどりと花のブランディングの取り組みである「Living Nature Kobe」について、都心部での拡充とともに、駅前など市内全域に展開していきます。



スポンサー花壇（フラワーロード）



Living Nature Kobe（東遊園地）

3) ウォーターフロントの魅力向上

施策 2-3-1 ウォーターフロントの魅力向上

海岸部に残る貴重な自然環境や歴史・文化を保全しながら、再開発が進む都心のウォーターフロントやポートアイランド等の人工島などでは、多くの人にぎわう空間づくりを行い、ウォーターフロントエリアの魅力向上を図っていきます。

○緑豊かでにぎわいのあるウォーターフロントの形成

- ・再開発が進む都心のウォーターフロントにおいては、新設されたアリーナや「TOTTEI PARK（トップティパーク）」、メリケンパーク等の港湾緑地などのオープンスペースをネットワーク化し、海と自然が感じられる魅力的なウォーターフロントを形成します。
- ・京橋の船溜まりを埋め立て、ウォーターフロントのエントランスとして新たな緑地を整備し、回遊性を高め、にぎわいを創出します。
- ・ポートアイランドでは、島全体の再生として「ポートアイランド・リボーンプロジェクト＊」に取り組み、埋め立て地であることを考慮した樹木育成のための土壌改良を行い、中央緑地軸の緑化を進め、緑豊かな滞在空間を創出します。
- ・須磨海岸や須磨海浜公園等のオープンスペースでは、海水浴やスポーツ・レクリエーション等の利活用、にぎわい空間づくりを推進します。

○歴史・文化を活かした景観の保全

- ・須磨海岸や舞子海岸周辺の公園・緑地などでは、美しい松林や砂浜を保全し、白砂青松の景観を維持するとともに、近代の別荘文化や文学、和歌の舞台となった歴史を活かします。



京橋船溜まりの将来像イメージ

4) 安全・安心で何度も行きたくなる魅力的な公園・緑地づくり

施策 2-4-1 公園施設の適切な保全と更新

公園・緑地は、誰もが安全で安心して、快適に利用できることが求められます。

このため、公園・緑地については、市民等とも連携して適切に維持管理を進め、公園施設の専門的な安全点検を定期的に実施するとともに、適宜、対策を講じていく必要があります。また、老朽化等に起因する事故が起きないよう、長寿命化計画や建築物保全計画に基づき、適切に改築更新を行い、改築更新に際しては、地域ニーズ等も踏まえながら再整備を行います。

公園施設の改修にあたっては、誰もが使いやすい公園とするために、公園内のバリアフリー化を推進するほか、インクルーシブの観点を踏まえた施設へのリニューアルを進めます。

また、防犯対策として、植栽管理や公園施設の配置の見直しなどを進めます。

○公園・緑地の魅力向上

- ・社会経済情勢の変化や多様なニーズに柔軟に対応し、まちづくりの視点や防災の視点、公園・地域の価値向上といった様々な観点から施設整備を行い、魅力向上に取り組みます。
- ・民間事業者の参画により効果が得られる公園については、指定管理者制度*やPFI制度*、公募設置管理制度(Park-PFI制度) *などの制度を活用し、民間事業者のノウハウも活かしながら、公園の魅力向上を図ります。
- ・人流データなどのデジタル技術による公園の利用状況などのデータ活用により、公園利用者の利便性の向上や管理運営の効率化につなげます。
- ・公園・緑地においては、効果的に樹木を植栽するとともに、熱がこもりにくく保水力の高い保水性舗装や竹チップ舗装などの採用、日影をつくる休憩施設やシェード、クールミスト、座面の温度が変わるベンチ*などの涼感を得られる施設など、夏場の暑い季節でも快適で居心地の良い空間の整備を推進します。

○公園施設の改築更新

- ・人口減少を踏まえ、人が集まる公園・緑地では公園施設の充実を図り、利用頻度が低下し、効果の低い公園施設は簡素化や撤去を行うなど、メリハリをつけた整備をします。
- ・老朽化した公園施設は、施設ごとの老朽度合いや安全点検の結果、長寿命化計画や建築物保全計画に基づいて、適切に改築更新を実施します。また、公園内の橋梁については、道路法に準じた橋梁定期点検に基づき、適切な補修や架け替え等を実施します。
- ・改築更新に際しては、ワークショップやアンケート等で地域のニーズを確認しながら、より魅力的な施設となるよう再整備を行います。

○誰もが使いやすい公園の整備

- ・公園施設のバリアフリー化や、インクルーシブ遊具*の導入、健康増進に資する施設の整備など、誰もが使いやすい公園となるよう整備を進めます。

○長寿命化計画の改定

- ・現在定めている長寿命化計画については、公園施設の老朽度合いや公園の整備・再整備にあわせて、適切に改定を行います。

○公園・緑地の適切な維持管理

- ・自動草刈機やドローンなど、新たな技術を取り入れながら、効率的な公園・緑地等の管理運営を進めます。
- ・公園施設については、年4回の施設点検に加えて専門的な安全点検も定期的に実施し、必要な措置を講ずることで事故等を未然に防ぎます。
- ・まちの美緑花ボランティア*等と連携しながら、日常的な点検を行います。
- ・LINE や道路公園 110 番*など、市民からの通報システムの周知を進め、安心安全な公園づくりに役立てます。

○防犯に配慮した公園づくり

- ・公園において、視認性を高めるための植栽管理や施設配置の工夫などを進め、周辺状況等コミュニティによる活動を支援し、防犯に配慮した公園づくりを推進します。



Park-PFI制度活用事例（東遊園地）



座面の温度が変わるベンチ（磯上公園）



公園施設の安全点検



インクルーシブ遊具（しあわせの村）

施策 2-4-2 地域に愛される身近な公園の充実

地域に身近な公園が、多くの人に利用され、愛着を持ってもらうためには、社会経済情勢や多様なニーズに応えられるよう公園機能を充実させていく必要があります。

地域のニーズに応じた公園の整備や再整備にあたっては、ワークショップ等による地域の意向や特性を反映し、多様な世代が利用しやすい魅力ある公園にしていきます。

また、利用頻度が低下した公園・緑地等については、活用方法を検討しながら、地域の実情に合わせた公園の機能再編などに取り組みます。

さらに、長期にわたり整備されていない都市計画公園は、適宜見直しを図ります。

○身近な公園の魅力の向上

- ・公園の種別や規模にかかわらず、鉄道駅に近いことや、区民まつり等の地域の交流場所であること、観光地となっている等の観点から、にぎわいを創出し、まちづくりの核となる公園を「拠点公園」に位置づけ、多様なニーズに対応しながら魅力向上に取り組みます。
- ・拠点公園の整備に際しては、地域の交流やイベント等の場づくりや、子どもや子育て世代にとって魅力的な遊び場づくり、市民の健康づくりのサポートが出来る環境整備など、多様な世代でにぎわう公園としていきます。
- ・公園・緑地の整備や再整備にあたっては、規模や形状などの特色を活かしながら、ワークショップやアンケート等による地域ニーズの反映や、民間事業者のノウハウを取り入れるなど、魅力的にぎわいのある公園づくりに取り組みます。
- ・公園としての活用が相応しい塩屋9丁目などの市有遊休地については、新たな都市公園の整備に取り組みます。

○歩いて行ける公園・緑地等の確保

- ・身近な公園の整備にあたっては、一時避難地*としての防災機能を考慮し、歩いて行けるコミュニティの単位である小学校区をベースに、歩いて行ける範囲(250m圏域)で1人当たり1m²以上の公園・緑地の確保を目指します。
- ・公園・緑地が不足する地域においては、民有地での市民公園制度や市民緑地認定制度等により、防災に資するオープンスペースの創出を検討します。
- ・密集市街地では、災害時に防災活動の場となる「まちなか活用空地」の確保を進めます。

○外遊びがしやすい公園づくり

- ・「ボールあそび・できること」看板や防球フェンス、バスケットゴールなど、子どもが自由にボール遊びが出来る環境を整備します。
- ・子どもが安心して自由に遊ぶことができるよう、様々な公園で行われているプレーパーク*を支援するほか、子どもの居場所となる施設の整備や、遊びを提供する人材の育成など、外遊びがしやすい環境づくりを進めます。

○地域の特性に応じた公園の機能再編

- ・近くに複数の公園がある場合は、公園同士を連携して利用できるように機能を分担します。

・身近な公園の再整備に際しては、公園の機能を地域の特性に応じて取捨選択し、地域のニーズにあった施設を整備するとともに、施設の簡素化・撤去など、公園機能の再編を行います。

・オールドニュータウン*の再編や団地のリノベーション等、まちの再編に関する事業と連携しながら、公園の再編・再整備についての取り組みを進めます。

○公園・緑地等の適正化と新たな活用方法の検討

・利用頻度が低下した公園・緑地等については、施設の適正化を進めるとともに、地域の意見を反映しながら、新たな活用方法を検討します。

○長期未整備公園の見直し

・長期にわたり未整備となっている都市計画公園については、「身近な都市計画公園における見直し方針」や、今後検討していく大規模公園における都市計画区域の見直し方針を踏まえ、地域との合意を図りながら見直しを進めます。



抛点公園の再整備（湊川公園）



魅力的な遊具の整備（ポートアイランド南公園）



ボール遊びできること看板



バスケットゴールの設置（神楽公園）

施策 2-4-3 神戸の魅力を高め、安全を守る大規模公園

神戸市には、六甲山系の一翼を担い貴重な自然環境を形成する公園、市街地においてレクリエーションや観光、学びの拠点となっている公園、郊外のニュータウンや、丘陵・田園においてスポーツや里山活動の拠点となっている公園など、様々な性格を有した大規模公園が配置されています。これらの大規模公園は、その特性にあわせた機能を最大限に活かし、神戸の魅力を高める拠点として活用することが重要です。

このような大規模公園においては、それぞれが有する豊かな自然とオープンスペースを活かすことで、公園の価値や魅力の向上を図ります。

○神戸における大規模公園

- ・神戸には約 1,700 の公園がありますが、市内全域からの利用に加え、国内外からも利用される公園として、下図及び表の 18 公園を大規模公園と位置付けています。

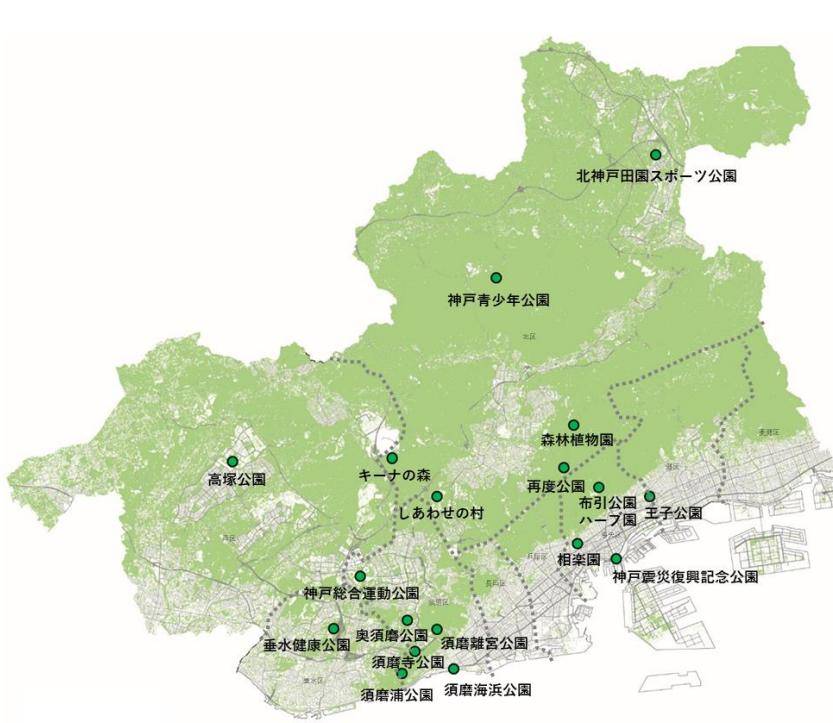


図 3.4 対象公園の位置図

表2-1 對象公園

○大規模公園の魅力の向上

- ・大規模公園は、市街地や観光地、自然豊かな場所など様々な場所に設置されているため、その立地特性に応じた魅力を発揮できるような公園づくりを進めます。
- ・社会経済情勢の変化や多様なニーズに柔軟に対応し、まちづくりの視点や都市機能の再編、公園・地域の価値向上といった様々な観点から施設整備や公園機能の転換・見直しを行い、魅力向上に取り組みます。その際には、サウンディング*による市場調査や実証実験等により、市民のニーズや事業者の意見を把握します。

- ・にぎわい創出や観光集客の拠点となる大規模公園については、民間事業者のノウハウを取り入れながら、公園の魅力や価値を高めます。
- ・大規模公園は、社会経済情勢の変化を的確にとらえ、豊かな自然とオープンスペースといった強みを活かし、持続可能で魅力的な市民の財産として磨きをかけていく必要があります。「未来へ継承する資産」、「柔軟に使いこなせる資産」、「まちに開かれた資産」として、価値のさらなる向上につながる整備・再整備を行います。
- ・王子公園については、再整備基本計画に基づき、新たに広場空間を創出するとともに、動物園やスポーツ施設など公園施設のリニューアルに取り組みます。
- ・神戸市西区にある市有遊休地である旧玉津健康福祉ゾーンにおいて、新たな都市公園の整備に取り組みます。

○災害時に拠点となる大規模公園

- ・神戸市地域防災計画において広域防災拠点*に位置付けられ、災害時に防災拠点となる大規模公園では、危機管理部局とも連携しながら、防災機能を確保します。

○市内外の大規模公園との連携

- ・神戸市内には国が管理するあいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）や、兵庫県が管理する県立舞子公園など、大規模公園が複数あるため、国や兵庫県と協力し、公園同士の連携を図りながら、より魅力的な公園づくりを進めます。



Park-PFI 制度活用事例（海浜公園）

施策 2-4-4 公園・緑地の防災・減災対策

公園・緑地は、地域の防災拠点として、緊急時の避難場所や救援拠点など様々な役割を果たすとともに、防災訓練の場として地域の防災力向上にも寄与します。

また、近年、気候変動による自然災害の激甚化や、南海トラフ地震等の巨大地震への備え、雨水流出の抑制など、防災・減災の役割も求められています。

これらのことから、これまでの地震防災への対応に加え、グリーンインフラの視点も取り入れた公園・緑地等の防災・減災機能を充実させます。

○グリーンインフラを活かした公園整備や防災・減災機能の充実

- ・グリーンインフラを活かした公園・緑地の整備や再整備を行い、雨水流出抑制や暑熱対策、生物多様性など、緑が身近にある環境づくりに取り組みます。
- ・防災拠点となる公園・緑地では、備蓄倉庫や耐震性貯水槽、マンホールトイレ*やかまどベンチ*等の防災施設を整備するなど、防災機能の充実を図ります。
- ・雨水貯留施設や雨庭*などの雨水流出を抑制する施設、土壤の改善、保水性舗装等による保水力の向上など、グリーンインフラを活かした防災・減災の取り組みを進めます。

○公園・緑地における法面防災対策

- ・土砂災害対策が必要な法面については、周辺住民や利用者の安全を確保するため、適切に実施していきます。また、将来的に倒木の危険性が高い法面の樹木については、伐採を行うなど、適切に管理します。

○市民と取り組む防災活動の推進

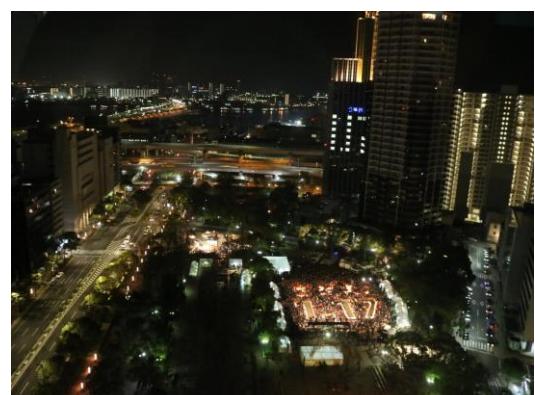
- ・防災施設を有する公園・緑地においては、平時から定期的な防災訓練を実施することで緊急時に備えるとともに、防災意識の向上や地域コミュニティの醸成に繋げます。

○災害の記憶を残すモニュメント等の保存

- ・東遊園地の「慰靈と復興のモニュメント」や「阪神・淡路大震災 1.17 のつどい」など、各地に残るモニュメントや追悼の催し等を適切に保存、継承し、災害の記憶を発信・共有していきます。



法面防災対策のための樹林管理
(新神戸駅の背山)



阪神・淡路大震災 1.17 のつどい (東遊園地)

5) 街路樹や公園樹による緑豊かで風格のあるまちなみづくり

施策 2-5-1 街路樹や公園樹の健全な育成と管理、更新

神戸市では、1971年から始まった「グリーンコウベ作戦*」など、公園・緑地や街路樹などの緑を増やす取り組みを進めてきました。一方、整備後40年以上が経過した街路樹や公園・緑地が増加し、街路樹や公園樹の大木化、老木化が進み、更新の時期を迎えています。

そのため、街路樹や公園樹の安全の確保に向けて、土壌改良などの健全な育成に向けた生育環境の充実に加えて、街路樹再整備方針や国からの通達等に基づき、適切な維持管理を行って高質化を図るとともに、大木化・老木化した樹木や交通の支障、民有地に影響を及ぼす樹木などは適切に伐採を行い、更新を進めます。

○街路樹等の適正化

- ・大木化・老木化や、周辺の緑との重複や過密化、交通の支障、生育不良など、安全や景観上の問題が生じている街路樹や、道路・民有地に影響を及ぼす公園樹については、伐採を行います。
- ・雑草による景観の悪化や、通行の支障など管理上の問題が生じている植栽帯*について、撤去・舗装を行います。

○緑の高質化

- ・緑豊かで風格のあるまちなみの形成や、緑の持つ特徴を活かした高温常態化対策として、人が滞留する場所などを中心に、植樹による木陰づくりを進めます。
- ・街路樹は、周辺が締固められて根の生育に支障があるとともに、アスファルトからの輻射熱*などの環境圧が高いため、広がりのある植栽樹*や根系誘導耐圧基盤*の整備など、健全に生育できる環境改善を進めます。
- ・神戸の土壌は、硬化しやすく養分の乏しい真砂土や、粘土質である神戸層群など、樹木の生育には土壌条件が厳しいため、適切な土壌改良を行い、樹木の生育環境を整えます。



旧居留地のケヤキ並木



樹木の根に配慮した広がりのある植栽樹

○街路樹等の安全対策

- ・外観では判断が難しい内部の腐朽による倒木事故が増えてきているため、外観点検に加え、検査棒を用いた根元の腐朽確認の点検などを行い、適切な管理や伐採・更新を行います。

○健全な維持管理

- ・街路樹については、樹種や道路特性に応じた維持管理を行うとともに、包括的な管理を行うことで、植栽帯の環境向上を進めます。
- ・都心部や観光地、幹線道路など、来街者や人の往来が多い道路については、剪定士の活用など質の高い管理を行います。
- ・民間企業などと協力しながら樹木の剪定講習会を実施し、剪定技術の向上を図ります。
- ・伐採した街路樹や公園樹は、活用が可能な場合は資源として有効に活用します。
- ・公園・緑地の樹林は、適切に管理、伐採し、安全で快適な樹林環境に整備します。

○外来生物の防除、拡大抑制

- ・カシノナガキクイムシ、クビアカツヤカミキリなど樹木に影響を与える昆虫などの外来生物等を防除し、拡大の抑制に努めます。



街路樹点検の様子



伐採材の活用（名谷図書館）



剪定講習会の様子



剪定士によるマツの管理

3. 多様な主体とともにみどりを支える取り組み

神戸には、里地里山や森林、ニュータウンを含む郊外部、既成市街地、ウォーターフロントなど、多様な緑が存在し、市民に加え多様な主体がみどりの活動を行っています。

これらのみどりをさらに発展させ、神戸のみどりをより良くしていくためには、行政が関与する公有地をはじめ、民有地も含めた緑を、個人や団体、企業など多様な主体で支え、持続可能にしていくことが重要です。

これらを踏まえ、多くの人が神戸のみどりを知り、持続的なみどりの活動を行い、多様な主体で支えていく取り組みを行っていきます。



プレーパーク



森林の整備体験



公園利活用の社会実験イベント
(観音山公園)



里山資源の活用研修会

施策 3-1 みどりの活動参加へのきっかけづくり

神戸では、これまで市民との協働で、里地里山・森林の手入れや、公園・緑地、花壇の管理など、人とみどりが深く関わり合いながら、みどりを育んできました。

緑とともに生き続ける都市を目指していくためには、市民をはじめ多様な主体がみどりを知り、愛着や誇りを持ってもらうことが大切です。

そのため、今後も積極的にみどりの魅力を情報発信・共有し、みどりを知り、触れる機会を創出することで、みどりに関わるきっかけをつくります。

○みどりの魅力に関する情報の発信・共有

- ・公園・緑地等のみどりの魅力や取り組み、里地里山や森林に関する取り組みなど、ホームページやSNSなど様々な媒体を用いて市民や多様な主体に積極的に情報を発信・共有し、神戸のみどりを知る機会を増やします。
- ・シンポジウムや市民講座など、みどりに関する情報を直接的に知る機会を創出します。
- ・神戸のみどりに愛着を持つ市民等を増やし、みどりに関する市民等からの情報発信につなげていきます。

○みどりに関わる機会づくり

- ・里地里山や森林、公園・緑地等の活動に気軽に参加できるメニューを充実させることで、みどりに関心を持ち、関わる人を増やします。
- ・公園・緑地の管理や里地里山・森林の保全への意識啓発を図るため、公園のことを考える公園ミーティング*や、子どもが自然に触れて自由に遊べるプレーパーク、森の手入れや自然観察が出来る森の学校、市民農園など、みどりと触れ合える場を創出します。

○子どもや青少年の育成

- ・神戸を担う子どもや青少年がみどりに関心を持ち、愛着を持ってもらうために、学校等とも連携しながら、公園・緑地でのイベントや里地里山・森林での体験学習など、みどりを知り、触れあえる機会を創出します。また、青少年にとって関心の高いバスケットボールやスケートボード、ダンスなど、多様な活動を行うため、公園等を活用した居場所づくりや、企画・運営に主体的に関わる環境づくりに取り組みます。



緑に関するシンポジウム



自然観察会イベント

施策 3-2 持続的な仕組みづくり

里地里山・森林を将来にわたって健全に保全し、公園・緑地を良好に管理運営していくためには、市民との協働に加え、多様な主体との連携が重要です。

また、みどりの活動に多様な人材が関わり、それぞれの持つ経験やノウハウを活かすことで、良好な環境の維持に加え、利活用の促進にもつながります。

そのため、里地里山・森林や公園・緑地における活動に参画しやすい環境づくりや、みどりに関わる人材を発掘・育成し、持続的にみどりの活動ができる仕組みづくりに取り組みます。

○持続的なみどりの活動につながる仕組みづくり

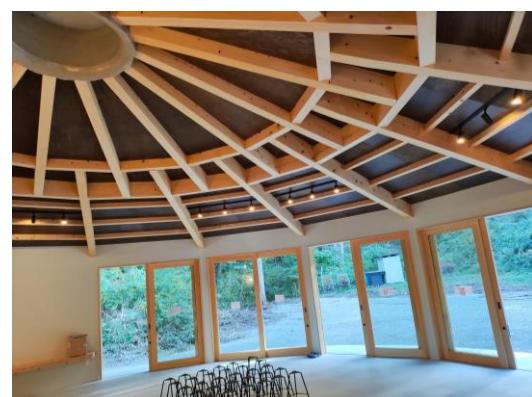
- ・公園・緑地については、「まちの美緑花ボランティア」や「公園清掃ボランティア*」により、市民とともに公園・緑地の管理に取り組むとともに、多様な世代や民間事業者などの多様な主体がみどりの活動に参加しやすい仕組みを拡充します。
- ・里地里山・森林や公園・緑地を地域住民が主体的に管理することで、参加者間の交流機会が生まれ、地域コミュニティの醸成につながり、継続的な活動につなげます。
- ・ボール遊びなど、公園内の禁止行為を少なくし、利用しやすい公園づくりを目指すため、利用者や地元住民と合意形成を図り、地域主体による公園利用のルール作りを進め、子どもが外遊びしやすい環境をつくります。
- ・公園・緑地でのイベント等が気軽に実施できるよう、手続きの柔軟な運用を進めます。

○みどりに関わる人材の発掘・育成

- ・「まちの美緑花ボランティア」や「こうべ森の学校」、市民農園など、みどりの活動を通じて、みどりに関わる人材を発掘・育成します。
- ・ファシリテーター*等の中間支援技術者*やプレーリーダー*など、多様な技術やノウハウを持つ市民の参画を促し、人材の活用を推進します。
- ・里地里山・森林の管理に取り組める人材を育成するため、「KOB E 里山自然共生センター」を保全や管理の活動や、体験イベントの拠点として活用します。



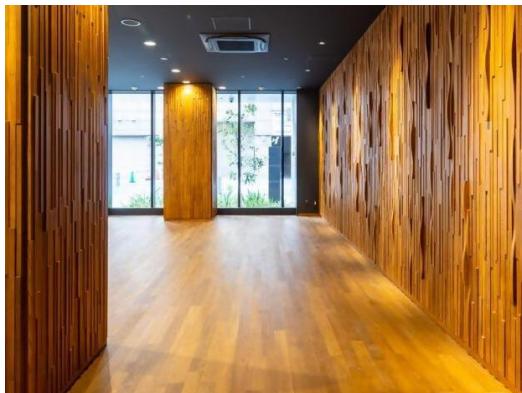
市民花壇の花の植え替え



KOB E 里山自然共生センター

○多様な主体による資源の循環利用

- ・里地里山・森林や公園・緑地の管理の過程で発生する伐採材や剪定枝等の資源の有効活用に向けて、「こうべ森と木のプラットフォーム*」や「地域おこし協力隊」など、多様な主体と連携し、資源の循環が持続的に行える仕組みをつくります。
- ・用材や薪、備長炭、公共施設の木質化など、活用方法を幅広く検討します。
- ・神戸産の木材等に関するブランド「KOBÉ WOOD*」を広く普及させ、価値向上を図ります。
- ・しあわせの村内の発生材等を保管する木材ストックヤードの機能を強化します。
- ・神戸産のカシ類を活用した KOBÉ 備長炭*製造の事業化に向けて取り組みます。



公共施設の木質化（新長田合同庁舎）



木材ブランドの広報（KOBÉ WOOD）



木材ストックヤード（しあわせの村）



KOBÉ 備長炭

施策 3-3 みどりを支える取り組み

神戸には里地里山・森林や公園・緑地、街路樹、住宅の庭木など、多様な緑が存在し、多様な主体がみどりの活動を行っています。

これらのみどりを維持し、よりよいみどりにしていくために、みどりに関わりやすい環境づくりを進めながら、多様な主体と連携し一体となってみどりを支えます。

○多様な主体で支えるみどり

- ・公園の管理運営を行う「まちの美緑花ボランティア」など、緑の活動に参加するボランティア間や、企業等との連携プラットフォームである「神戸緑縁座」など、みどりを支えている多様な主体間が交流できる場を創出し、相互のコミュニケーションを深めることで、活動への意欲の向上や多様化、技術の向上等を図ります。
- ・スポンサー花壇や寄付、社会貢献活動など、様々なみどりへの関わり方があることから、市民や団体、企業等との多様なパートナーシップ関係を構築し、多様な主体とともにみどりに関する取り組みを進め、みどりを支えます。



ワークショップ（神戸緑縁座）



多様な主体とのみどりの取り組み（こうべ木陰プロジェクト）

第3章 緑化重点地区と緑地保全配慮地区

1. 緑化重点地区

- ・緑化重点地区とは、都市緑地法において「緑の基本計画」の中で定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。
- ・緑化重点地区は、緑化の方向性や手法などについてのプランを定め、緑化を重点的に推進することにより、緑の基本計画がめざすものをモデル的に具現化し、都市全体への波及を図ることを目的としています。

(1) 緑化重点地区の指定

- ・神戸市では、緑の基本計画の基本理念である「緑生都市」をモデル的に具現化し、緑化意識の向上を促すために、重点的に緑地の保全や緑化を行う「緑化重点地区」を、市内に11地区指定します。
- ・地区指定にあたっては、まちづくりの顔となる地区や開発により緑地が少ないところで緑化を推進すべき地区、優良な緑地を保全育成する地区等を対象とします。

(2) 地区の方向性について

- ・市内11地区の緑化重点地区の方向性を以下のとおり示します。

①本庄地区

子どもと家族を応援し、地域の交流を深める花と緑によるコミュニティ拠点づくり

②住吉川・御影地区

河川を骨格とした、歴史・文化を活かした花と緑による憧憬のまちなみ形成

③都賀川地区

山手から海岸部の魅力資源をつなぐ都賀川を骨格とした水と緑のネットワークの形成

④都心地区

まちとみどりをつなぎ、神戸の顔となる花と緑のシンボル景観の形成

⑤新湊川地区

河川と運河を骨格とし、地域資源を活かした緑と花による豊かな生活環境の形成

⑥鈴蘭台・谷上地区

周辺の里山環境と調和した花と緑によるコミュニティづくり

⑦北神地区

農村とニュータウンの連携及び公園や里山等の活用による地域コミュニティの場づくりの推進

⑧須磨地区

海と緑が調和した美しい景観と質の高い緑豊かな住環境の形成

⑨垂水地区

花と緑によるコミュニティづくりと魅力ある海辺空間の形成

⑩玉津・伊川谷地区

生物生息環境に配慮した緑地や河川空間の形成と秩序あるまちなみ景観づくりの推進

⑪西神地区

農村とニュータウンの連携及び公園・緑地や河川空間などの活用による地域コミュニティの場づくりの推進

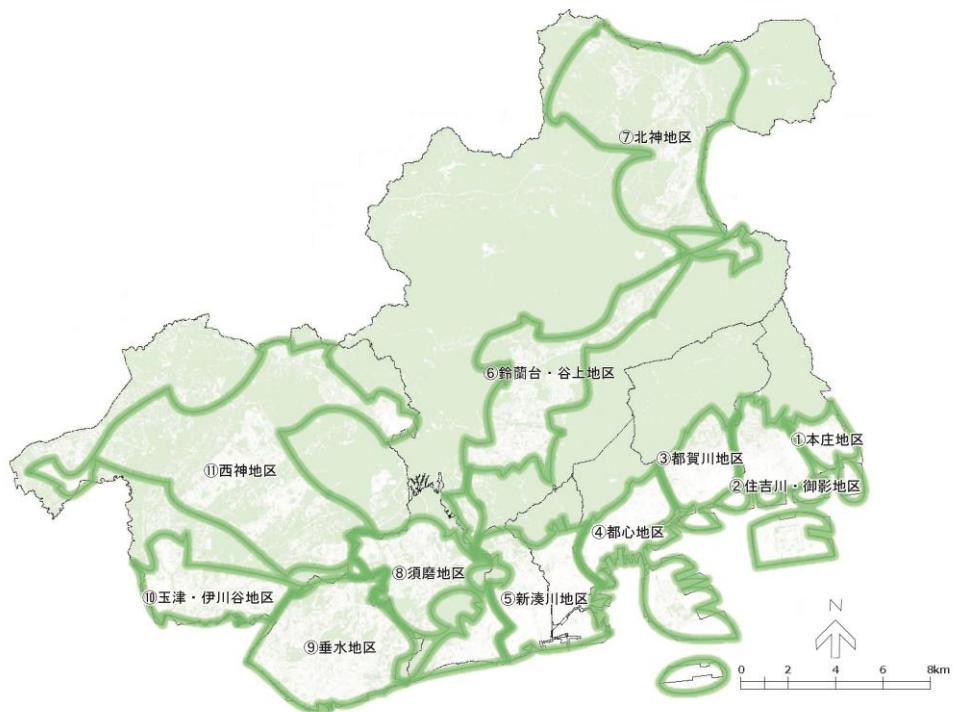


図 3.1 緑化重点地区位置

2. 緑地保全配慮地区

- ・緑地保全配慮地区とは、都市緑地法の中で緑の基本計画の策定項目として定める「特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。

（1）緑地保全配慮地区の指定の検討

- ・神戸市では、特別緑地保全地区をはじめ、条例による「みどりの聖域」など、多くの緑地保全エリアが存在しますが、それらのほとんどは市街化調整区域に指定されています。
- ・一方、市街化区域*においても、既成市街地の社寺林や屋敷林*、郊外部の良好に緑化された住宅地などが多く存在し、これらは都市における環境形成に大きな役割を果たしています。
- ・そこで、緑の保全に配慮したまちづくりが望まれる市街化区域内の地域を候補地として抽出し、地域特性を考慮しながら緑地保全配慮地区の指定を検討します。

（2）緑地保全配慮地区の候補地

- ・市街化区域において、風致・景観の保全、都市環境の保全等の観点から重要となる地域として、以下の要件から緑地保全配慮地区の候補地を抽出します。
- ・抽出の要件
 - 社寺林、屋敷林等の緑が多く点在し、背景となる六甲山系の緑と連なり、良好な風致景観を保全する必要がある地区。
 - 住宅地やその周辺の緑が良好に保全され、緑被率が高く、人口定着が進み、良好な緑のまちなみを維持する必要がある地区。
 - 市街化区域内で概ね 10ha を超える規模があり、中に一団の緑を含み、今後緑に配慮したまちづくりを進めていく必要がある地区。

・候補地の抽出

上記の要件から 8 地区を緑地保全配慮地区候補地として検討します。

東部山手地区、西部山手地区、有野・唐櫃地区、鈴蘭台周辺地区

名谷周辺地区、垂水西部地区、押部谷周辺地区、多井畠・下畠周辺地区

（3）保全施策のイメージ

- ・今後、緑地保全配慮地区を指定した地区については、以下の保全施策を実施していきます。
- 規模の大きな社寺林や屋敷林または小規模でも沿道景観を形成する上でポイントとなる緑、地域住民が里山活動に取り組む周辺緑地等については、市民の木・市民の森等の制度を活用して保全・活用を推進します。

- 都市景観形成地域等、景観保全のための制度導入を検討します。また、まちづくり協定などの制度を活用し、緑をまもり育てることをはじめとした地域のルール作りを働きかけていきます。
- 住宅地においては、まちの緑を誇りに思っていただけるよう、意識の啓発に努めます。

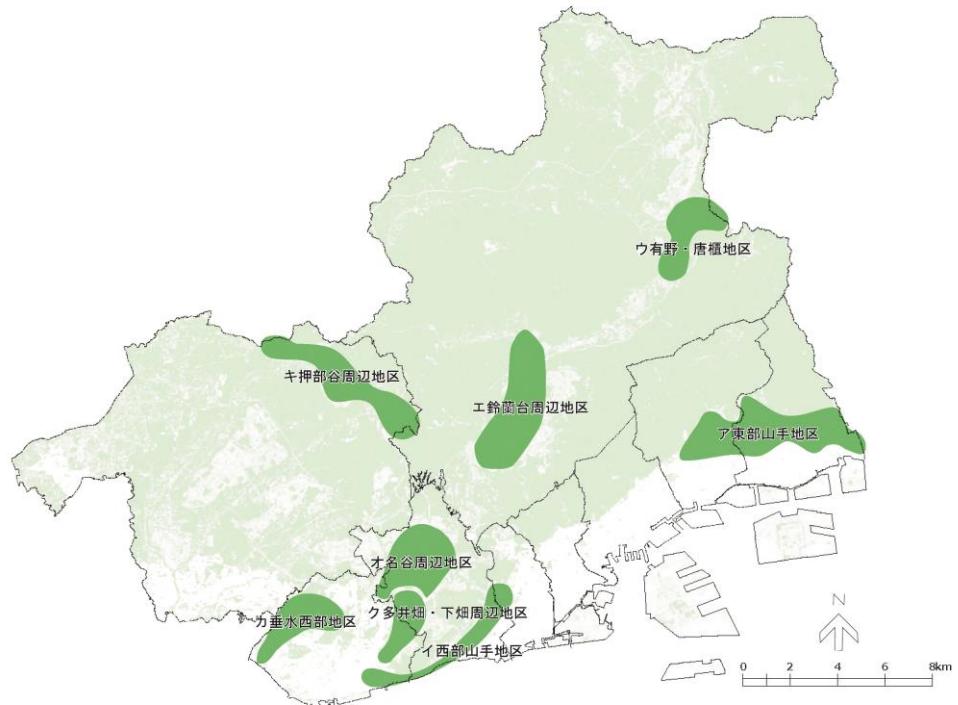


図 3.2 緑地保全配慮地区候補地

第4章 資料編

1. 神戸の自然やまちの特徴

(1) 地形

- ・標高 931mの六甲山を主峰とし、東に高く西に低くなる六甲山系により東西方向に連なり、南北に二分されます。
- ・大阪湾に面した南側は、河川によって形成された平野部や埋立地が続きます。
- ・六甲山系の北側は、帝釈・丹生山系を中心として、丘陵地が広がっています。
- ・六甲山系の西側は、緩やかな丘陵地と播磨平野につながる平野部から成ります。

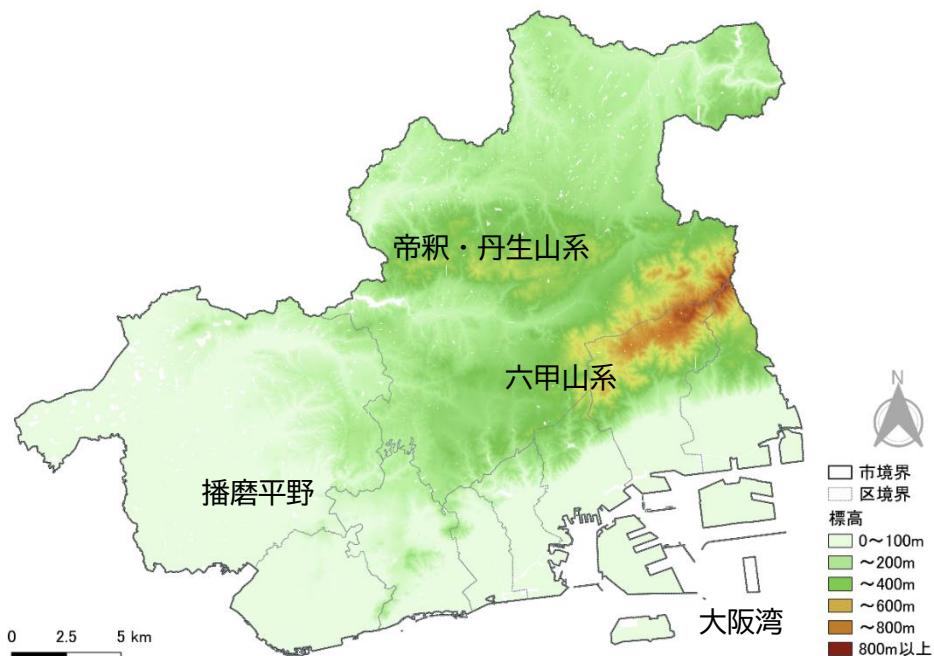


図 4.1 地形図

(2) 水系

- ・水系は、六甲山系によって大きく4つに分かれています。下記のような特徴があります。

表六甲水系 | 六甲山系の南側斜面から市街地を通り、大阪湾に注ぐ水系。

延長が短い河川が多く、短時間に多量の降水が流出する特徴を持ちます。

明石川水系 | 六甲山系の西側から明石市を経由して明石海峡に注ぐ水系。

田園地帯を緩やかに流れ、恵まれた自然環境を有しています。

加古川水系 | 六甲山系の北側から三木市・加古川市を経由して播磨灘に注ぐ水系。

志染川が注ぐ衝原湖は、サイクリング等のレジャー利用もされています。

武庫川水系 | 六甲山系の北側から宝塚市・西宮市を経由して大阪湾に水系。

北区道場町付近で武庫川と合流し、大阪湾へと流れ込みます。

瀬戸川水系 | 西区神出町から岩岡町、明石市を経由して播磨灘に流れるグループ。
西区の一部地域を流れる流域が狭い水系です。



図 4.2 水系図

(3) 気温

●過去 30 年における月別の日最高気温の平均値

- 月別の気温を見ると、冬季（12～2月）は 10°C 前後となっており、夏季（6～9月）は 25°C の夏日を上回り、7月と8月は 30°C の真夏日を上回っています。

表 4.1 過去 30 年間の月別の日最高気温の平均値 (°C)

地点名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
神戸	9.4	10.3	13.9	19.0	23.8	26.8	30.6	32.5	29.0	23.4	17.6	12.0

※気象庁サイトより 30 年間（1995～2024 年）における月別の日最高気温、日最低気温、1 日の気温差の平均値

●神戸における夏季の日最高気温の経年変化

- 夏季（6～9月）の月別の日最高気温の平均値をみると、1990 年代と比較して 2020 年代では、いずれの月も平均値が 1 °C 以上、上昇しています。
- 特に、2020 年代では 8 月の気温が 33°C を上回ることや、9 月の気温も 30°C の真夏日を下回らないことから、高温が常態化していることが示唆されます。

表 4.2 夏季の日最高気温の経年変化 (°C)

年代	6月	7月	8月	9月
1990 年代	26.4	30.3	32.1	28.4
2000 年代	27.1	30.6	32.2	29.1
2010 年代	26.7	30.7	32.6	28.7
2020 年代	27.3	31.4	33.2	30.4

※気象庁サイトより 各年代（10年ごと）の神戸市の月別の日最高気温の平均値
(2020 年代については 2025 年まで)

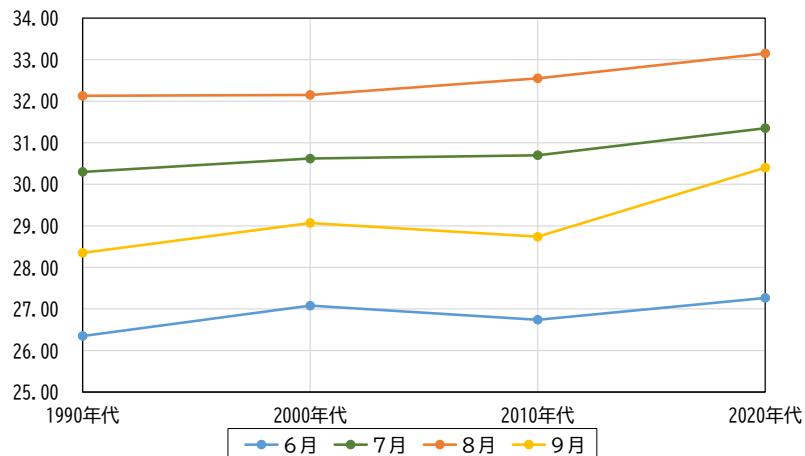
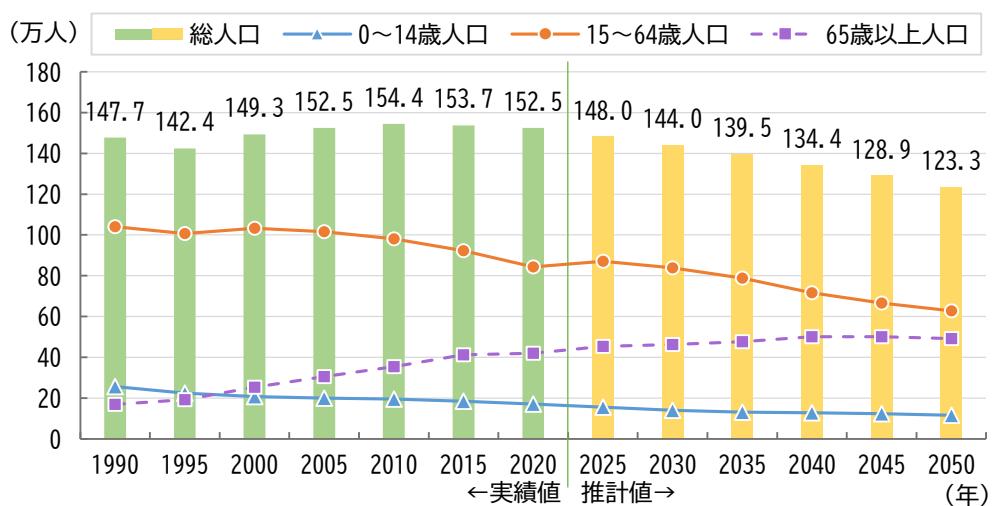


図 4.3 年代ごとの月平均最高気温の推移

(4) 人口

- 本市の人口は、1995 年の阪神・淡路大震災により一時的に人口が減少しましたが、その後も 2010 年にかけて増加し、約 154 万人に到達しました。
- しかしながら、2010 年以降は緩やかに減少しており、今後も少子・高齢化の進行とともに減少することが予想されます。



出典：実績値>総務省「国勢調査」

推計値>国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2023 年推計)

図 4.3 神戸市の年齢層別的人口統計

(5) 土地利用

- ・神戸では市域全域を都市計画区域に指定し、市街化区域や市街化調整区域、用途地域などを定めることで、計画的な土地利用を推進しています。
- ・各地域の土地利用の概況は、東灘区から須磨区にかけての既成市街地では密集低層住宅地が広がり、密集した土地利用がなされている地域には中高層住宅地が集中しています。
- ・一方、西区や北区の郊外部においては、山林・荒地や田・その他の農用地がみられます。

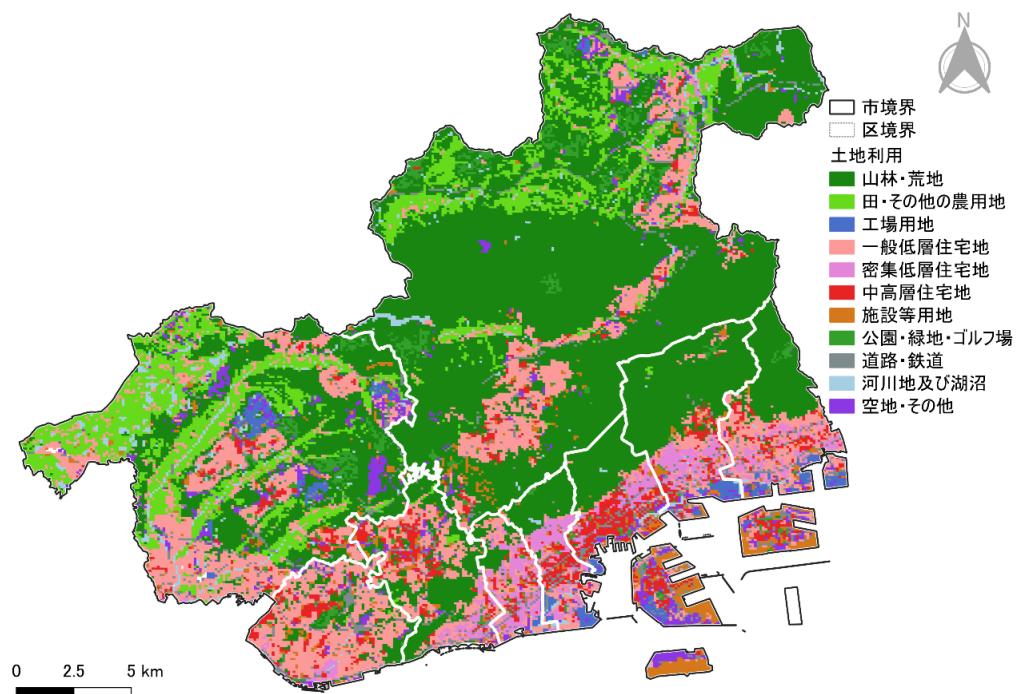


図 4.4 現況土地利用図

2. 緑地等の現況

(1) 山林

- ・神戸の山林は、人口増加に伴う宅地開発等により、面積が減少の傾向にありました。
- ・1980年の地目別の山林面積は18,713ha、市域面積の34.5%を占めていましたが、2005年には12,289ha(22.3%)と減少していました。
- ・しかし、2023年には13,782ha(24.7%)と減少に歯止めがかかっています。
- ・「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例*」に基づく「みどりの聖域」は、15,273ha(2025年現在)を指定しています。
- ・今後も、山林などの緑を緑に関する主な法令・条例によって保全・育成を進めるとともに、市民利用を推進します。

(2) 農地

- ・神戸の農地は、主に西北神地域に広がっていますが、社会経済状況の変化などにより、減少の傾向にあります。
- ・1980年の地目別の田畠面積は6,580ha、市域面積の12.1%を占めていましたが、2005年には5,330ha(9.7%)、2023年には4,538ha(8.1%)と引き続き減少しています。
- ・農村地域のもつ多面的な機能の整備、保全及び活用を図るために指定される「人と自然との共生ゾーン」は、17,935ha(2025年現在)を指定しています。
- ・また、市街地の農地を対象に指定する生産緑地地区は、499地区・98.5ha(2025年現在)を指定しています。

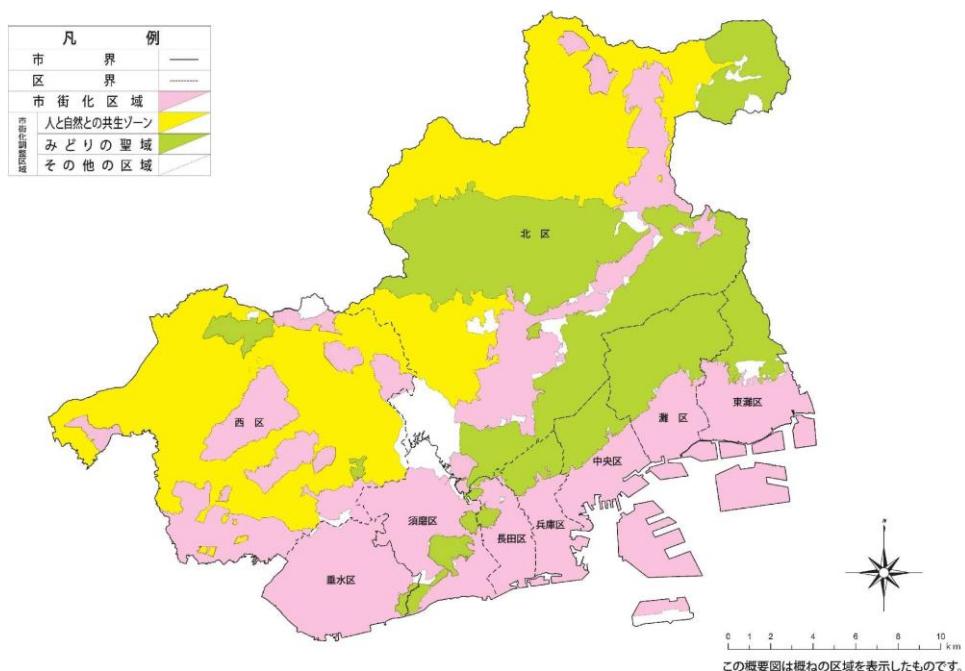


図 4.5 みどりの聖域および人と自然の共生ゾーンの位置

(3) 市街地の緑地

①公園・緑地

- ・2024年度末時点で、市内の公園数は1,699箇所、総面積約2,641haとなっています。
- ・一人当たり公園面積は17.7m²であり、政令市では最も高い水準です。
- ・一方、整備から40年以上が経過した公園が増加しており、公園施設の老朽化が課題となっています。

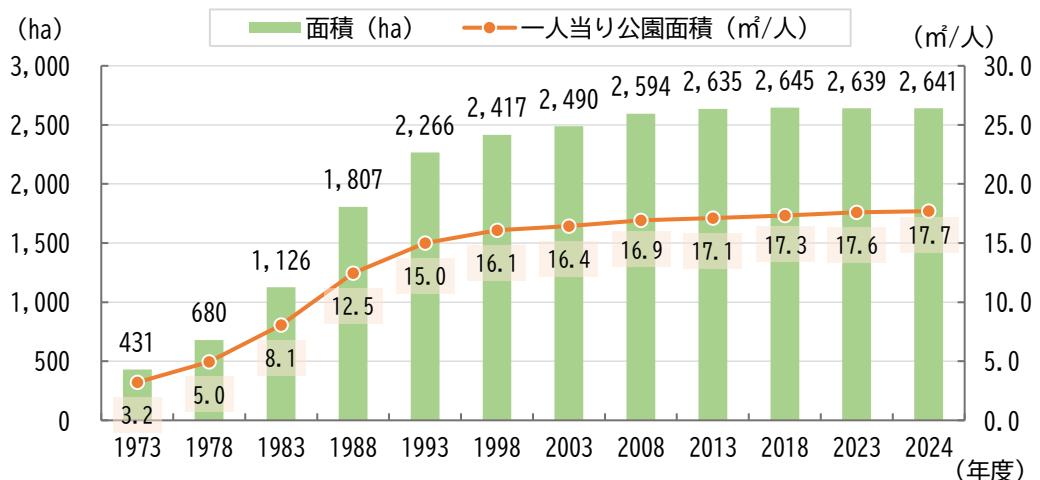


図 4.6 一人当たり公園面積

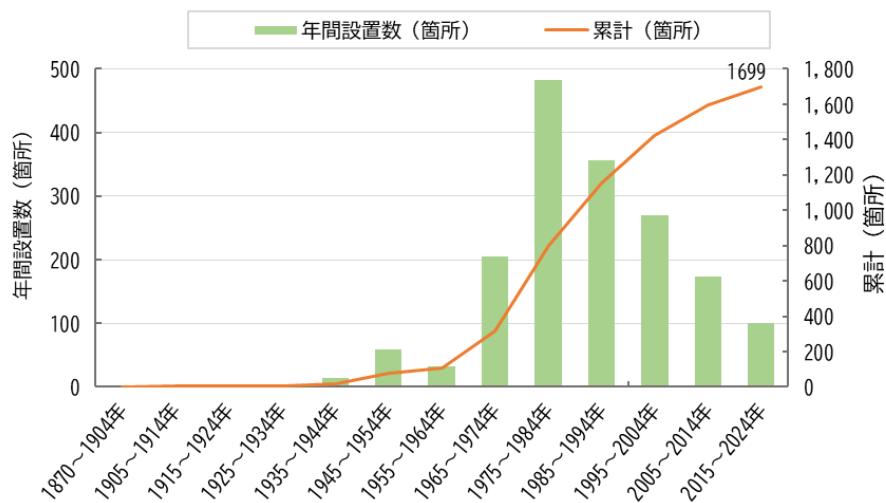


図 4.7 公園の整備年と経過年数

②街路樹

- ・1971年から始まった「グリーンコウベ作戦」により、街路樹本数は大きく増加しました。
- ・2023年度末時点で、市内の街路樹は、中高木約45万本、低木約671万本あります。
- ・街路樹の樹種には、比較的病害虫に強く、歩道の植栽帯という特殊な空間でも生育ができるクスノキやイチョウ、ケヤキが多く植樹されています。その他、サクラやアメリカフウなど、花や紅葉を楽しめる樹種も植樹されています。

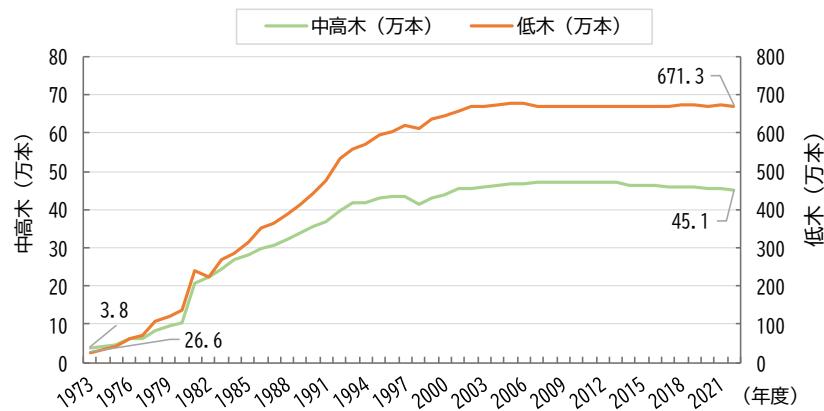


図 4.8 街路樹本数の推移

③民有地の緑

- ・歴史や文化にゆかりのある大木や社寺林については、「神戸市市民公園条例」に基づく、市民の木・市民の森制度にて管理費用等の助成を実施しており、2024年度末時点で市民の木は42箇所、52本、市民の森は44箇所、約220haを指定しています。
- ・民有地を活用したオープンスペースの創出について、「神戸市市民公園条例」に基づく市民公園制度にて、管理運営等の助成を実施しており、2024年度末時点で189箇所、約75.8haを認定しています。
- ・市民緑地認定制度を活用した緑地は、2024年度末時点で、1箇所（兵庫区 | ミズノスポーツプラザ神戸和田岬市民緑地）、約1,100m²を認定しています。

表 4.3 市民の木・市民の森と市民公園のデータ

		東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区
市民の木	箇所数	8	4	3	5	8	3	5	3	3
	本数(本)	8	5	5	7	12	3	5	4	3
市民の森	箇所数	2	5	4	3	13	4	7	2	4
	面積(m ²)	18,400	36,300	17,700	7,015	1,719,698	93,072	58,100	5,105	253,643
市民公園	箇所数	5	6	3	18	58	9	7	11	72
	面積(m ²)	5,540	2,464	715	5,032	64,390	4,436	6,506	9,975	659,083

④緑被率

●DID（人口集中）地区

- ・DID 地区*の緑被率は、2024 年時点では 24.2% となっており、2005 年の 23.8% からほぼ横ばいとなっています。
- ・区ごとの緑被率を比較すると、東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区の既成市街地において増加しており、須磨区、垂水区、西区の郊外部で減少しています。これは、既成市街地においては既存の緑が成長したことや、郊外部においては住宅団地の開発等や市街化区域内で街路樹の適正化を進めたことなどが要因と考えられます。

表4.4 DID 地区の緑被率の推移

	2005 年 緑被率	2024 年 緑被率	緑被率の変化 (2005 年→2024 年)
DID 地区内の緑被面積 (ha)	3516.6	3578.1	
DID 地区内の緑被率	23.8%	24.2%	+0.4

※DID 地区の区域面積は GIS 計測値、2005 年時の DID 地区で比較

表4.5 DID 地区の区ごとの緑被率の推移

(%)

	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	神戸市
2005 年緑被率	15.4	15.9	10.2	10.6	38.0	17.0	33.2	27.0	30.5	23.8
2024 年緑被率	19.2	21.5	15.2	14.2	42.6	23.1	29.3	22.4	23.1	24.2
DID 地区内の 緑被率の変化 (2005 年→2024 年)	+3.8	+5.6	+5.0	+3.6	+4.6	+6.1	-3.9	-4.6	-7.4	+0.4

●道路区域

- ・直接的に緑の効果が得られる場所として、道路区域での緑被率を算出しています。道路区域の緑被率は 2024 年時点で 21.4% となっています。
- ・区ごとの道路区域の市全域緑被率では、北区が 40.5% と最も多く、最も少ないのは垂水区の 6.0% となっています。市街地部分については概ね 10~20% 程度となっており、特に垂水区のような道路幅員の狭い区で低くなっています。
- ・市街化区域内の道路区域の緑被率は、灘区、中央区、兵庫区、北区、西区といった、山間部や郊外に道路のある区で、全市緑被率に比べて大幅に減少しています。

表4.6 道路区域の緑被率

	市全域における 2024 年緑被率	市街化区域における 2024 年緑被率
道路区域の緑被面積 (ha)	824.6	433.8
道路区域面積 (ha)	3847.5	2973.0
道路区内の緑被率	21.4%	14.6%

※神戸市が管理する道路より算出、2024 年時の道路区域で比較

表4.7 道路区域の区ごとの緑被率（2024 年）

(%)

	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	神戸市
市全域緑被率	15.1	22.7	18.9	12.4	40.5	10.1	11.7	6.0	17.2	21.4
市街化区域緑被率	14.4	13.0	14.8	8.7	28.7	9.8	11.2	5.9	11.2	14.6

3. 前計画の目標の検証

- ・前計画では、緑の量と質、市民との関わりに着目した目標を定め、取り組みを進めてきました。ここでは、その状況を検証します。
- ・「市域における永続性のある緑地の面積※¹」や、「まち中における緑の面積の割合」では、緑地の面積や緑の面積割合が確保できています。また、「身近な緑に満足していると感じている市民の割合※²」と「緑に関する活動に参加している市民の割合※³」は、大きく変化していない状況です。

前計画の目標	目標値	現況値	検証
①市域における永続性のある緑地の面積	35,000ha 以上	35,248ha	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの聖域 15,273 ha ・人と自然の共生ゾーン 17,935 ha ・市街化区域内の公園緑地等の施設緑地 2,040 ha
②まち中における緑の面積の割合	3割以上	31.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・永続性のある緑地面積は確保できています ・市街化区域における緑被率は確保できています
③身近な緑に満足していると感じている市民の割合	21.9%以上 (2011年時点)	19.0% (2023年時点)	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年時点の「どちらかといえば満足」の回答は48.1% ・「満足」の回答と合わせて70.0%の市民が概ね満足と回答 ・2023年時点の「どちらかといえば満足」の回答は50.8% ・「満足」の回答と合わせて69.8%の市民が概ね満足と回答 ・これらの結果から、概ね満足している市民の割合は大きく変化がありませんでした
④緑に関する活動に参加している市民の割合	28.7%以上 (2011年時点)	27.4% (2023年時点)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化などの要因もあり、緑に関する活動に参加している市民の割合は1.3%減少したものの、大きく変化がありませんでした ・一方、約40%の方が「機会があれば参加したい」と回答

※1：市域における永続性のある緑地の面積 | 市街化調整区域における「みどりの聖域」や「人と自然の共生ゾーン」等における地域性緑地と、公園緑地等の施設緑地の総和

※2：各市民の割合 | ネットモニターアンケート調査による数値

- ・これらの結果から、永続性のある緑地の面積やまち中にある緑の面積など、緑の量は引き続き確保されていることや、約70%の市民が身近な緑に概ね満足していることがわかりました。今後は、継続的に緑の量を確保すると共に、質の高い緑や気軽に参加できる活動の機会を提供していく必要があります。

4. 緑に関する市民意識や活動状況

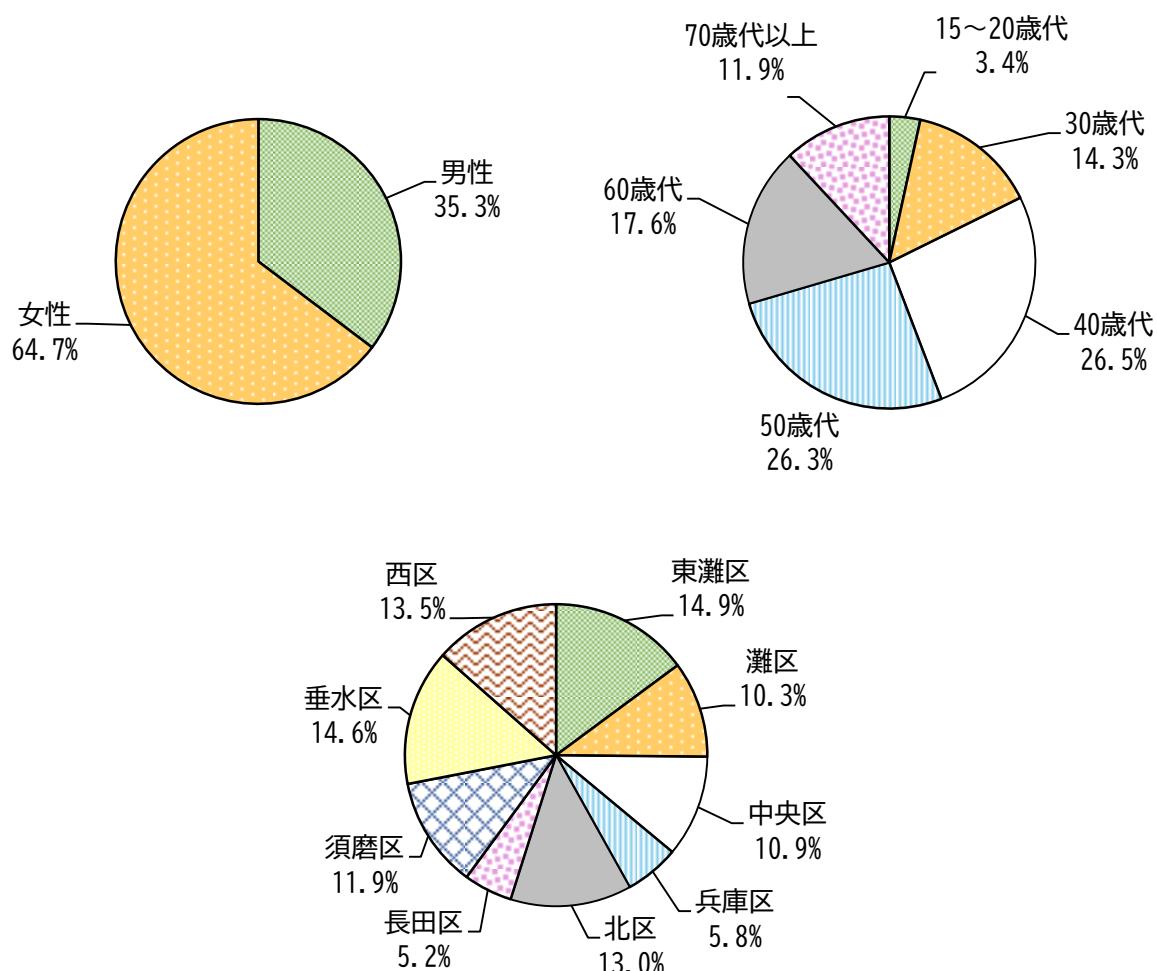
(1) 調査概要

- ・緑に関する市民意識や活動状況について、2024年1月にネットモニター調査を実施しています。
- ・得られた有効回答者数は、8,223名中3,797名で、46.2%となりました。

(2) 調査結果

①回答者の属性

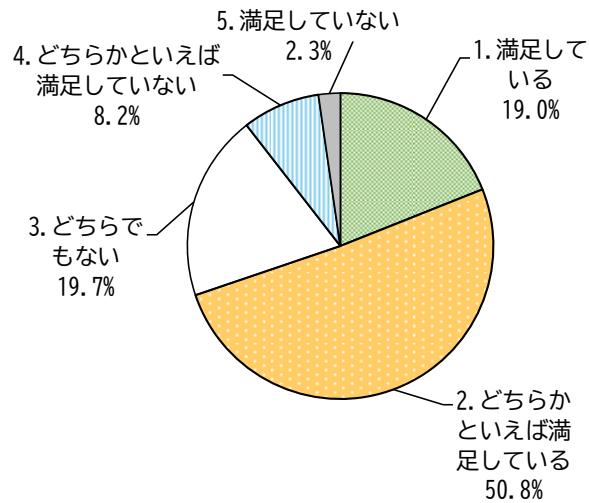
- ・回答者の属性のうち、男性は約35%、女性は約65%でした。
- 年齢層は40歳代と50歳代が約26%と多く、次いで60歳代が17.6%を占めていました。
- 区別でみると、兵庫区と長田区が5%台と少なく、他の区は10~20%で大きな差はありませんでした。



②回答結果

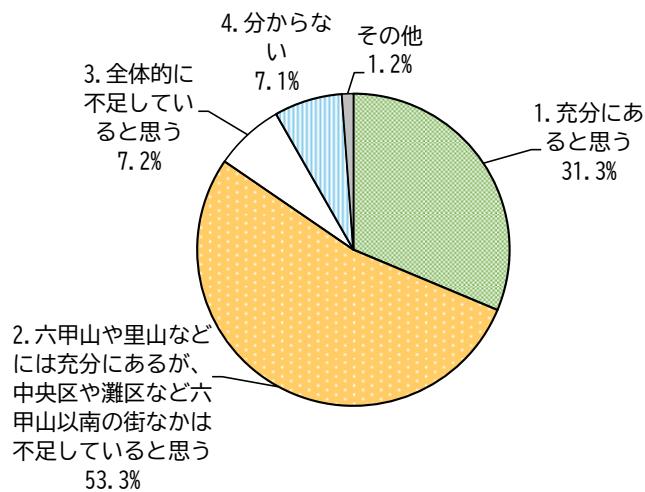
問1：神戸市の緑について、満足していますか。

- 「1. 満足している」と回答した人は 19.0%、「2. どちらかといえば満足している」は 50.8%となり、合わせて約 70%の人が神戸市の緑に概ね満足しています。



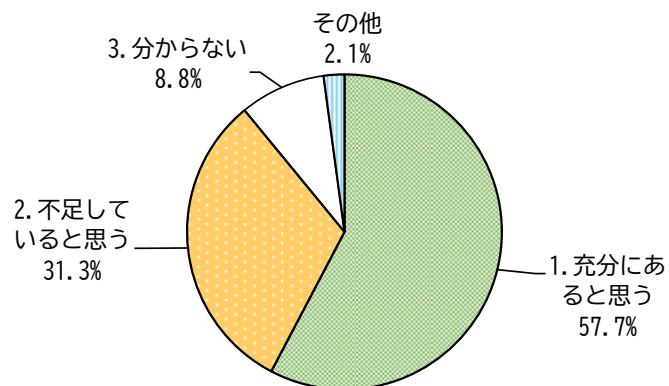
問2：神戸市全体の緑の量について、どのように感じていますか。

- 「2. 六甲山や里山などには充分にあるが、中央区や灘区など六甲山以南の街なかは不足していると思う」と答えた人が 53.3%と約半数を占めていました。これらより、神戸市全体の緑の量が充分にあると感じる人を増やすためには、六甲山以南の既成市街地における緑化が必要であることがわかります。



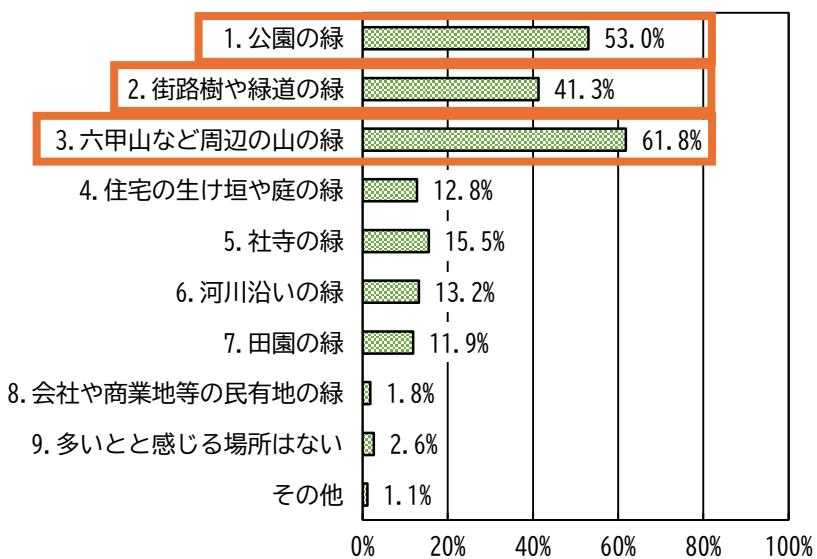
問3：ご自身の身近な緑の量について、どのように感じていますか。

- 「1. 充分にあると思う」と回答した人が約 58% と半数以上である一方で、「2. 不足していると思う」と回答した人も約 31% いました。



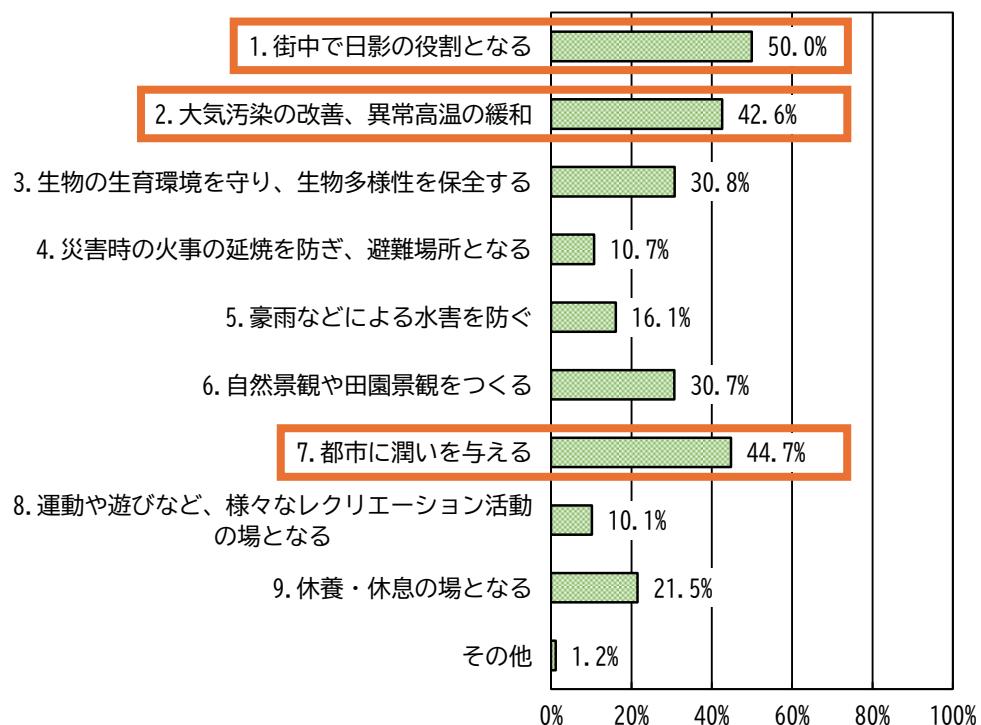
問4：あなたは普段の生活の中で、どの場所の緑が多いと感じますか。(3つまで重複可)

- 「3. 六甲山など周辺の山の緑」と回答した人が約 62% と一番多く、次いで「1. 公園の緑」が 53%、「2. 街路樹や緑道の緑」が約 41% でした。これらより、市民生活において、六甲山など周辺の山の緑をはじめ、公園や街路樹、緑道の緑も身近な生活の中で緑が多いと認識されていることがわかります。



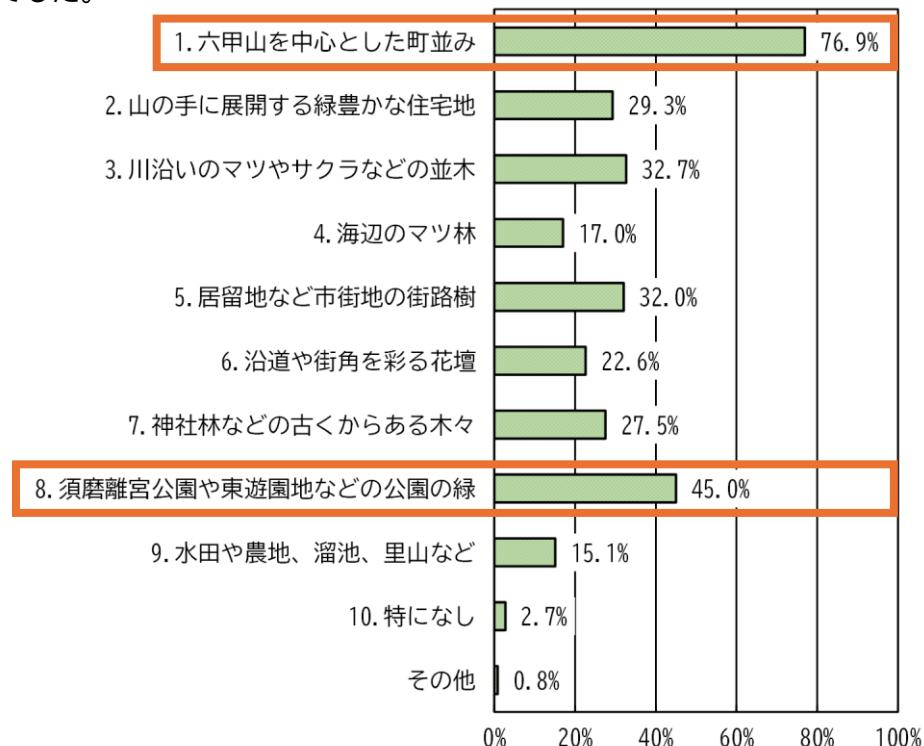
問5：神戸の緑に対して、どのような効果を期待しますか。(3つまで重複可)

- ・「1. 街中で日陰の役割となる」と答えた人が 50%と最も多く、次いで「2. 大気汚染の改善、異常高温の緩和」が約 45%、「7. 都市に潤いを与える」が約 43%でした。これらより、街路樹や公園樹などの樹木による日陰の効果をはじめ、大気汚染の改善や異常高温の緩和といった都市環境に対する効果や、都市の潤いなどの生活の質の向上に資する効果にも期待していることがわかります。



問6：「神戸らしい緑」と感じる景観は何ですか。（あてはまるものすべて）

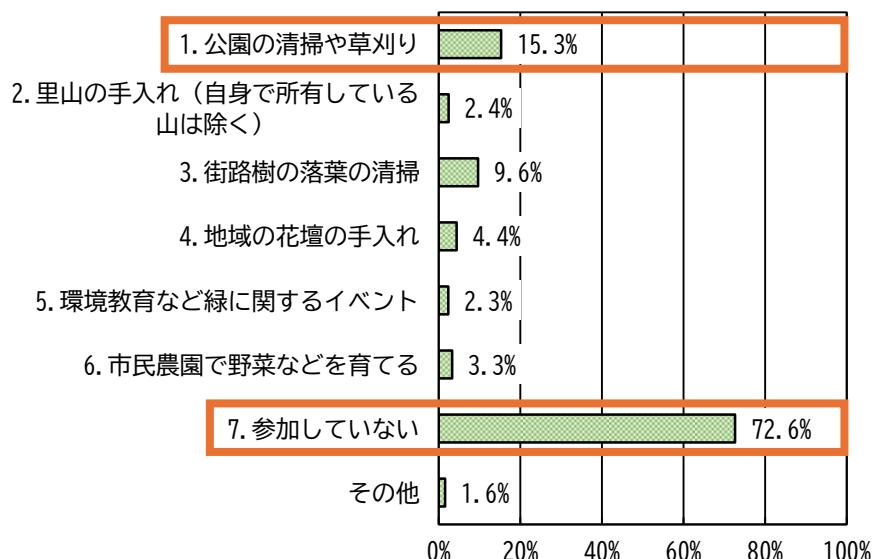
- ・「1. 六甲山を中心とした町並み」に対して約 77% の人が「神戸らしい緑」と感じる景観であると回答し、次いで「8. 須磨離宮公園や東遊園地などの公園の緑」と回答した人が 45% でした。



問7：あなたがこの1年間に参加したことのある緑に関する活動について教えてください。

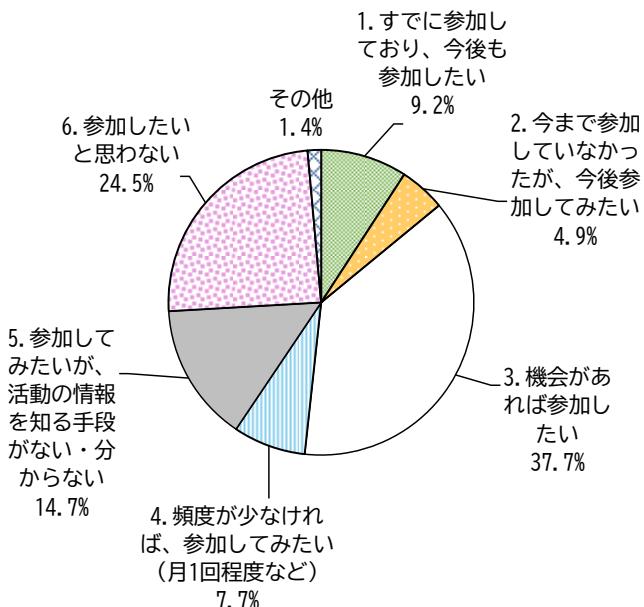
（あてはまるものすべて）

- ・この1年間に緑に関する活動に参加していない人が70%以上いる一方、「1. 公園の清掃や草刈り」に参加している人が約15%、他の活動に参加している人も一定数いました。
- ・「その他」の活動の中には、登山やごみ拾いといった活動や、自宅でのガーデニング、公園の散歩といった身近な活動も見られました。



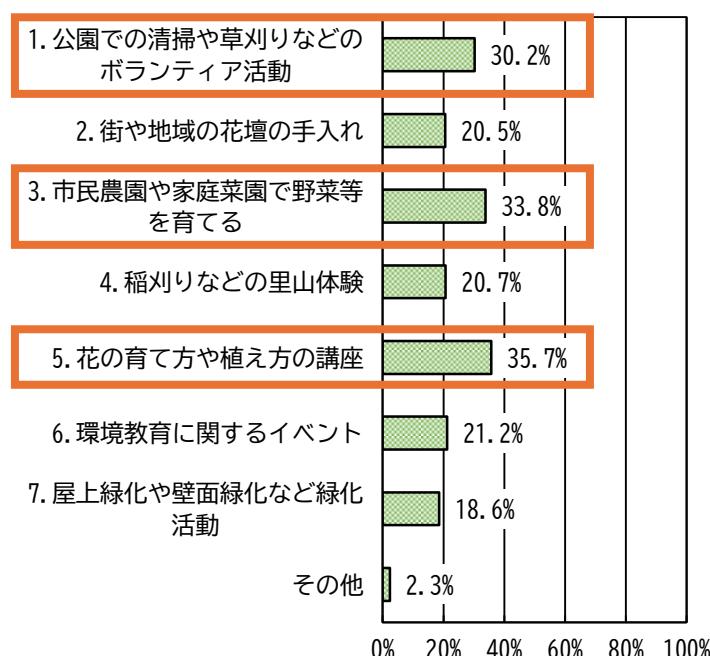
問8：今後、緑に関する活動に参加したいと思いますか。

- 「1. すでに参加しており、今後も参加したい」と答えた人は約9%と少ない一方、約38%が「3. 機会があれば参加したい」と回答しており、緑に関する活動に意欲がある方が多いことがわかりました。



問8-1：緑に関する活動で、興味がある・参加してみたいと思うのはどのような活動ですか。（すでに参加しているものも可）

- 「1. 公園での清掃や草刈りなどのボランティア活動」、「3. 市民農園や家庭菜園で野菜等を育てる」、「5. 花の育て方や植え方の講座」といった活動が30%程度と最も多く、他の活動も20%前後の回答がありました。
- 「その他」の活動の中には、登山道整備といった六甲山に親しむものや、身近な場所での緑化活動、親子でのボランティア活動なども見られました。



参考資料 用語解説

(あ行)

雨庭

地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくりと地中に浸透させる構造をもった植栽空間。

インクルーシブ遊具

障がいの有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、誰もが一緒に安全に楽しめるように設計された遊具。

一時避難地

地震や火災などの災害発生時に、身の安全を確保するために一時的に避難する場所。

Well-Being

個人においては、一人ひとりが心身ともに満たされた状態であること、社会においては、経済や環境などの様々な要素が豊かになることを表す指標。

ウォーターフロント

水辺の土地の意味だが、都市整備の観点からは、新たな開発区域としての港湾・臨海部を指して使用される。

永久植生保存地

1902年、再度公園の広場から修法が原池の対岸に望む再度山（標高470メートル）の北斜面を水源かん養・砂防を主目的として六甲山の緑化に着手。その後、1974年、国際植生学会日本大会の現地見学会が再度山で開催されたことをきっかけに、神戸市ではこの森の一部を「再度山永久植生保存地」に指定、以後5年ごとに植生や土壤の変化を調査・記録し、六甲山系の緑の管理や育成に活かしている。

オープンスペース

公園や広場、河川、湖沼、山林、農地等の建築物によって覆われていない土地の総称。都市内では、建築物の敷地内に確保された開放性の高い、まとまった広さの空地や空間で、一般市民が自由に通行又は利用できる場所をいう。

オープンレンタルスペース

公園の新たな関わりを創出することを目的にした事業。公園内の人あまり使われていない範囲を柵で囲い、利用者がメニューを選択し自由に使用できるスペースを設置する取組み。

オールドニュータウン

高度経済成長期に開発されたニュータウンが、住民の高齢化、人口減少、施設の老朽化などが進んだ状態。

(か行)

カーボンクレジット

二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の見通しと実際の排出量の差をクレジットとして認証して取引できるようにしたもの。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの「排出量」と「吸収量」を差し引きゼロにすること。

風の道

既成市街地において、海や山からの涼しい空気の通り道となる河川や街路の沿線一帯。

かまどベンチ

通常はベンチとして使用し、災害時に座板を外すことで炊き出し用かまどとして利用できるベンチ。

企業の森づくり

企業が社会貢献活動の一環として、自治体などと協定を結び、森林の整備・保全を行う活動。

グリーンコウベ作戦

1971年から神戸市が展開した、市街地の緑化を推進し、街路樹の数を飛躍的に増加させた緑化推進運動。

グリーンインフラ

自然の機能を活用して社会の課題を解決するためのインフラ整備の考え方。

県民緑税

豊かな緑を次の世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む。兵庫県の仕組み。

広域防災拠点

大規模災害発生時に、ヘリコプターを含め大規模な支援部隊の集結場所や全国からの支援物資の集積場所となるほか、災害医療活動の拠点になる場所。

公園ミーティング

神戸市内各区で活動する地域コーディネーターが協力して、公園を地域の交流拠点として活かすためのイベント。

公園清掃ボランティア

まちの美化と健全な地域コミュニティの育成を目的に、身近な公共空間である公園などの日常的なお世話をしていただくために結成された市民ボランティアグループ。

KOBE WOOD

神戸の森林・里山・まちを未来につなぐことを目的として、神戸市内の森林管理や都市整備で搬出された自然資源の活用を促進するため、神戸産の木材等に関するブランド。

こうべ木陰プロジェクト

神戸市が猛暑対策として、六甲山の木を都心部に移植したり、既存の街路樹の土壌改良を行ったりすることで、街中に木陰を増やしていくプロジェクト。

こうべ菜園プロジェクト

公園の新たな関わりを創出することを目的にした事業。公園内の人あまり使われていない場所に市民農園（分区園）を設置し、公園利用者を増やす取組み。

神戸里山再生戦略

現代の里山に「新たな価値」を見出し、「新たな循環」を創出することで、持続可能な里山の姿を描いています。市民、企業、NPO、大学など多様な主体と協働し、健全な里山を次世代に受け継ぐための戦略。

こうべ森林整備戦略

六甲山の森林の多様な機能を最大限に引き出すための長期的な管理計画。

神戸登山プロジェクト

まちと山が近い神戸では、昔から登山が親しまれてきました。新型コロナウイルス禍に端を発したライフスタイルの変化やSDGsの考え方方が広まり、「自然に回帰した余暇の過ごし方」が注目され、登山を楽しむ方が増えています。一方で、登山を充分に楽しむ環境が整っていないため、神戸の登山をより楽しんでもらえるよう2023年度から立ち上げたプロジェクト。

神戸ネクストファーマー制度

これまで農業に参入するには研修機関等で1年間の農業研修に専念しなければなりませんでしたが、働きながらでも可能な短時間の農業研修（合計100時間程度）を受けることで100平方メートル～1,000平方メートル未満の小規模な農地を借りることができるようになる制度。

KOBE 備長炭

神戸市内の里山で採取したカシの木などの原木を原料に、神戸市が試作した備長炭。

こうべ森と木のプラットフォーム

森や木に関する課題解決や新しい社会の創出に向けて、地域の森林に関わる・関わりたいと思う方が出会い、意見交換を行う場。

こうべ森の学校

再度公園と周辺の市有林で森の整備活動をするボランティアグループ。

公募設置管理制度(Park-PFI制度)

都市公園の魅力と利便性の向上を図るために、公園の整備を行う民間の事業者を公募し選定する制度。

根系誘導耐圧基盤

舗装の強度を保ちつつ、樹木の根が健全に生育できる隙間も確保した特別な土壤基盤のこと。

(さ行)

サウンディング

地方公共団体が所有する土地や施設の活用方法について、民間の事業者から広くアイデアや意見を聞き、民間事業者の参入意欲を高めるもの。

里山整備支援事業

人と自然との共生ゾーン区域内の里山林で、竹林や雑木林などの森林整備（伐採、間伐）に取り組む地元団体に活動費等を補助することで、里山林の整備を支援する事業。

座面の温度が変わるベンチ

特殊な素材を用いたベンチ。夏季は冷感が、冬季は温感が感じられるなど、座面の温度が変わるベンチ。

市街化区域

既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づき、無秩序な市街化を防ぎ、自然環境や農地を保全するために定められた区域。

自然共生サイト

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を、環境省が 2023 年より認定している区域。

自然公園法

優れた自然の風景地を保護し、同時にその利用の増進を図ることで、国民の保健・休養・教化に資するとともに、生物の多様性の確保に貢献することを目的とした法律。この法律に基づき、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園が指定されている。

指定管理者制度

多様化する住民ニーズに対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上等を図ることを目的に創設された制度。

市民花壇制度

公園、街路、広場、空地などを利用し、市民の皆さんのが花壇を設置、育成、管理することにより地域の環境美化とコミュニティづくりに役立つことを目的とする花壇。

市民公園

土地所有者の善意に基づき提供された土地を、地域住民が中心となって管理運営する公園のこと。

市民公園制度

市民公園条例で定められた制度で、神社仏閣の境内地、遊休地等の土地で、公園的に利用する目的で地元住民が設置者及び管理者となり、行政が遊具等の助成並びに活動に対する援助を行う制度。

市民農園

レクリエーションや生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

市民の木・市民の森制度

神戸市が市民の協力のもと、市内に残る歴史的な古木や豊かな森を「市民の木」「市民の森」として指定し、次世代に引き継ぐための貴重な財産として保護・保全する制度。

市民緑地認定制度

緑地やオープンスペースが不足している地域において、企業や個人が所有する土地や空き地等を有効活用し、地域住民の活動の場となる公的な機能を有する緑地空間（オープンスペース）を創出する制度。

森林環境譲与税

森林の整備や促進に必要な財源を確保するため、国が市町村や都道府県に譲与する税金。

植栽帯

樹木、草花等を植えるための土壤基盤・花壇等（プランター等を除く）のこと。

植栽枠

歩道などの地面に設けられる、街路樹を植栽するための区画のこと。

水源かん養

水源を保ち育て、河川流量を調節する、森林の機能の一つ。雨水を一時に流出させず、常に一定量をたくわえるので水資源の確保や水害防止に役立つ。

(た行)

竹チップ舗装

放置竹林等の間伐材をチップ状に粉碎し、ウレタン樹脂などの固化材と混ぜて敷きならした舗装材。

治山砂防事業

森林の維持管理と砂防えん堤等の整備により、土砂災害から人命・財産を守るための事業。

中間支援技術者

主にNPOや市民活動団体、行政、企業など多様な主体間の「中間」に立ち、活動の支援や連携・協働のコーディネート（調整役）を行う専門家。

DID 地区

人口集中地区=Densely Inhabited District の頭文字をとったもの。国勢調査に基づいて設定される統計上の地区で、人口密度が 4,000 人/km² 以上の地域を指す。

道路公園 110 番

道路・公園に関する問い合わせや通報を一元的に受け付けるコールセンターのこと。

特別緑地保全地区

都市緑地法に規定されている地区で、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区。

都市緑地法

都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図ることに関する法律。

(な行)

農村定住促進コーディネーター

移住希望者から相談を受け、住居や農地の情報を提供し、農村地域の空家や地域の人たちとのマッチングを行い、移住・定住を推進します。また、農村地域にはその地域特有のしきたりやお祭りなどの伝統行事がありますので、移住された方が地域にとけ込めるよう、移住後も相談にのるなどのフォローを行います。

(は行)

花のプロムナード

企業・団体との協働と参画による花とみどりのまちづくりを積極的に推進するため、都心地域のビューポイントにある花壇を「スポンサー花壇」として、企業・団体からの協賛で維持管理をおこなうもの。

人と自然との共生ゾーン

良好な営農環境、生活環境及び自然環境の整備、保全及び活用を行うとともに、農業の振興、農村の活性化、農村を魅力あるものにすること及び農村における市民相互のふれあいを進めるべき区域。「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」に基づき指定。

PFI 制度

Private-Finance-Initiative の略。公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

ファシリテーター

会議や議論、研修などの場で、参加者全員が積極的に意見を出し合えるように支援し、議論を円滑に進めて合意形成を促す中立的な進行役のこと。

風致地区

都市計画法に定められる地域地区の一つ。都市の風致を維持するために指定する。指定の対象となる地域は、自然の景勝地、公園、社寺、水辺等の公開の緑地、歴史的・郷土的に意義のある土地、緑豊かな低密度な住宅地など。

輻射熱

物と物が直接触れていなくても遠赤外線の作用により伝わる熱のこと。

プレーパーク

従来の公園のイメージである既成のブランコ、スベリ台、鉄棒などがあるような遊び場と違い、一見無秩序のように見えて、子供たちが想像力で工夫して、遊びを作り出すことのできる遊び場、東京都世田谷区の羽根木プレーパークがオープンして、この言葉が日本でも広く知られるようになった。子供の安全の確保のために指導員を置いたりすることもある。

プレーリーダー

子どもたちがいきいきと遊び場で遊べるように、環境を作ったり、遊びを引き出したりするリーダー。

防砂の施設

土砂災害を防止するための取り組みを行う区域のこと。また、「緑地保全地区」とは、都市の自然環境を守り、無秩序な市街化の防止などに役立つ緑地を保全する区域のこと。

ポートアイランド・リボーンプロジェクト

神戸市が2022年度から進めている、ポートアイランドの活性化を目指すプロジェクトのこと。

保水性舗装

舗装体内に水分を保水し、その水分が蒸発する際の気化熱によって路面温度の上昇を抑える舗装。

(ま行)

まちなか活用空地

地震や火災が起きやすい密集市街地にある空き家や空き地を、平時には地域交流の場やポケットパークとして活用し、災害時には防災活動の拠点として使用するために整備された土地のこと。

まちの美緑花ボランティア

公園などの身近な公共空間を愛着もって管理することにより、まちの美化と地域コミュニティの形成を促進することを目的に、地域住民等によって結成されたボランティア団体。

マンホールトイレ

災害時に、下水道管のマンホールの上に簡易な便器や上屋を設置して使用する仮設トイレのこと。

みどりの聖域

「緑地の保全・育成及び市民利用に関する条例」に基づき、市街化調整区域内の緑地を守るために指定した区域(約 15,200ha)。重要度に応じて「緑地の保存区域」、「緑地の保全区域」、「緑地の育成区域」を指定。

森の未来都市神戸

神戸市が 2025 年度から取り組む、「森林・里山の再生」と「まちの緑化」を通じて、自然と共生する持続可能な都市づくりのこと。

森守ボランティア

放置されていることで荒廃し本来の機能を発揮しにくくなっている森林を、健全な（本来の機能を発揮する）森林に回復させ、維持しようとする一般市民の団体。

(や行)

屋敷林

家屋を風、雪、日差しなどから守るために、家の周りに植えられた樹林のこと。

(ら行)

Living Nature Kobe

みどりの基本計画に沿って、まちづくりにサステナビリティの考えを積極的に推進するため 2021 年に策定したみどりと花のブランド戦略。

緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例

市街化調整区域内の緑地について、重要度評価に基づき「緑地の保存区域」「緑地の保全区域」「緑地の育成区域」を指定し、区域内での土地の造成や木の伐採などについて一定の制限を行う。なお土地所有者に対しては、緑地の維持管理や市民利用に対する助成制度もある。

緑被率

ある地域又は地区における、樹木や草地、田畠といった緑で覆われた土地が占める面積の割合。

六甲山グリーンベルト整備事業

市街地に隣接する山麓斜面などに樹林帯（グリーンベルト）を形成し、土砂災害を防ぎながら、無秩序な市街地拡大を防止し、都市環境や景観を保全する事業。